

平成20年第2回美祢市議会定例会会議録(その2)

平成20年9月4日(木曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総 務 部 次 長	田 辺 剛
総合政策部長	兼 重 勇	市民福祉部長	阿 野 繁 治
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 縣 博 行
美 東 総 合 支 所 長	坂 本 文 男	秋 芳 総 合 支 所 長	小田村 治 久
病院事業局長	藤 澤 和 昭	教 育 長	福 田 徳 郎
教育委員会事務局長	國 舛 八千雄	消 防 長	金 子 正 治

総務部長
 財政課長
 総合政策課長
 地域情報課長
 市民福祉課長
 生活環境課長
 市民福祉課長
 市民課長
 教育委員
 文化財保護課長
 教育委員
 社会教育課長
 代表監査委員
 農業委員
 事務局長

羽根 秀実
 古屋 勝美
 福田 和司
 山根 和彦
 池田 善文
 杉原 功一
 三好 輝廣
 古屋 安生

総合政策部長
 企画政策課長
 市民福祉課長
 市民福祉課長
 高齢障害課長
 建設経済課長
 農林課長
 教育委員
 学校教育課長
 上下水道課長
 監査委員
 事務局長

佐々木 郁夫
 五嶋 敏男
 山田 悦子
 中村 弥寿男
 田中 円城
 矢田部 繁範
 井上 真知子

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

- 1 布施 文子
- 2 河本 芳久
- 3 岩本 明央
- 4 萬代 泰生
- 5 三好 睦子
- 6 有道 典広

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表第2号、以上1件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、山本昌二議員、布施文子議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次、質問を許可いたします。布施文子議員。

〔布施文子君 登壇〕

16番（布施文子君） おはようございます。純政会の布施文子でございます。

酷暑の夏、そしてオリンピックの暑い夏が終わりました。きょうから2日間、議員の冷や汗と熱い思いを込めた一般質問が始まります。そのトップバッターを努めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告書の順序表に従いまして質問をいたします。

まず初めに、子育て支援の一環として、ファミリーサポートセンターの開設について提言し、市長さんのお考えをお伺いいたします。

子育て支援という言葉が定着し始めたのはこの10年ぐらいのことでございます。1990年、日本の特殊出生率が1.57%になり、いわゆる1.57ショックと言われ、国はあわててエンゼルプランや次世代育成支援計画を打ち出しまして、対策に乗り出しましたが出生率は下がる一方で1.27を切るようになりました。片や女性の社会進出が進み、仕事と子育ての両立がなくては成り立たないようになりました。支援という意味も最初は核家族化する家庭での孤立する母親の支援でありましたが、それが広場づくりへと広がり、現在では地域も企業も行政も、みんなで

子育て応援をしようというように変わってきてあります。市長さんの施政方針にもそのことがしっかりとうたわれておりまして、大変心強く思っております。

しかし、美祢市は、子育て環境の整備がおくれていると言われていています。保育園の保護者総会やサークル等に参加しますとそのような言葉をよく耳にいたします。例えば病後保育、病児保育の制度がない。児童クラブの対象外の時間、すなわち早朝や夕方子供をちょっと預かってほしい。長期休業中や出産後の体調が回復するまでの手助け等、援助が必要なときにどこに相談に行ってもいいかわからない。また、障害を持つお子さんの親御さんも同じような悩みを寄せられております。

私がきょう提案をいたしますファミリーサポートセンターは、そのような援助を受けたい人と援助をしたい人が会員となって、一時的に子供の世話をする有料の組織です。

私がこの制度を知ったのは、数年前、山口市のファミリーサポートセンターへ視察に行ったときでした。山口市の様子を簡単に紹介いたします。サポートを受けたい人、すなわちお願い会員。力が貸せる人、すなわち任せて会員。そして登録をしておき、お願い会員は、援助を必要とするときにセンターに申し込むとセンターが任せて会員を紹介する仕組みです。会員同士は事前に援助内容について打ち合わせをし、その段階で相性が合わないときは取りやめることもでき、打ち合わせどおりに終了すればお願い会員に利用料金を支払って、任せて会員は市に報告するもので、預ける時間帯によって料金はやや異なりますが基本は1時間700円でした。

会員登録の条件として、保育士が専門家による講習を受ける必要があるそうですが、私はだれでもいつでも相互会員になれるんだなと思いました。会員は、子育て中の母親同士だったり先輩ママだったり、高齢者や男性などもおられました。感心したのは地域全体で子育てをしようとする組織の力と年代や性別を越えた助け合い精神でした。

美祢市でもぜひにと考えたのですが、これは厚生労働省の支援事業で、当時人口制限がありました。今回合併いたしまして、制限も緩和されまして提言ができるようになりました。問題は需要と供給であると考えます。市としてはこのことについてどのように把握をしていらっしゃるかお伺いをいたします。併せてセンター実現に向けて市長さんの御所見をお伺いいたしたいと思っております。

次に、化石採集場の充実についてお伺いいたします。

化石採集場がオープンいたしまして2年半近く経過いたしました。その間の利用状況の推移はいかがでしょう。この夏休みも多くの子供たちが訪れたと聞きます。学芸員さんの話によりますと、実際に化石が採集できる場所は全国でも熊本県と岐阜県、そして美祢市であるとのこと。2億3,000万年前の化石を直接観察でき採集できるこの施設は貴重な美祢市の宝であると思います。

また、小学校6年生の理科の教科書にも写真入りで載っておりまして、この教科書を使う全国の子供たちが知るところであります。

私どももこの8月に観光振興特別委員会の視察で改めて化石館、民俗資料館を訪れましたが、化石はやはり美祢市の誇りとする財産だなと再認識をいたしました。ですから、専門家はもちろんのこと子供たちは興味とともに夢を持って採集場に来てくれるのだと思います。

しかし、実際には簡易トイレと水道の蛇口があるだけで、炎天下、腰をおろす場所も雨露をしのぐところもありません。日傘を差してお母さんがしゃがみ込んでおられたと聞きます。10月末には山口市から一度に100人もの小学生が訪れるということですが、一体トイレはどうするのでしょうか。安全は守れるのでしょうか。満足度はどうなのでしょう。利用者のアンケートがもしあればお聞かせください。

今美祢市は観光開発を大きな柱としております。体験学習型ツアーの目玉となる可能性もこの採集場には多いにあります。財政状況の厳しい中ではありますが、せめてあずまややトイレの整備、手洗い場の確保は必要であると考えますが、今後の施設設備の充実に向けてどのようにお考えでしょうかお伺いいたします。

次に、大嶺町麦川川の悪臭問題の早期解決についてお伺いをいたします。

この件につきましては、平成18年度に炭鉱閉山後の坑内から排出される腐敗水の悪臭と水質汚濁について問題提起を行い、19年9月に対策の進捗状況についてお伺いいたしました。

今回は、雨期の状況把握が一つの節目でありましたので、調査、研究の進捗状況と早期解決に向けて市長さんの御意見をお伺いするものであります。

市におかれましては、昨年度と今年度にわたり調査、研究のために予算の計上をいただきまして、生活環境課長を中心に鋭意取り組んでくださっていることに対しまずはお礼を申し上げます。また、市としては、調査、研究の途上であるのにお思いかもしれませんが、私のこの質問をお受けいただきましたことに感謝いたしま

す。

さて、資源を宝庫とする美祢市は、資源を提供し、後に鉱害だけが残ったといったことのないよう、被害は何十年も、また子や孫の代まで残してはならないのです。こうしたことは単に麦川地区の問題ではなく、美祢市全域にかかわりのある問題と考えて質問するものであります。

被害の状況をかいつまんで3点申します。

1点目は、窓が開けられないほどの悪臭が汚水流出付近の住宅はもちろんのこと、バイパス側の県営住宅、そして匂いは下流になるほど弱くはなるものの、河川側の住民は、民家は感知をされる状況です。これは硫化水素の発生によるものと判断されておりますが、過日、地下の深い工事現場で硫化水素による人命事故発生のニュースを聞きまして、人体の影響は大丈夫だろうか、危惧しております。

2点目は、近辺の建物、設備、器具等の金属部の腐食やさびつきが他の地区と比べて顕著に早うございます。これも硫化水素の発生によるものと考えられますが、調査結果の様子に注目をいたしております。

3点目は、自然環境の中から申しますと、汚水が流出する場所の上流と下流で川の中の生態系が違いが見られます。また、透明度の違いも顕著な状況です。流出源域の川底に白色の汚濁物がべったり付着して異常な状況を見ました。この状況は担当課にすぐ電話をいたしまして見に来ていただきました。このように麦川川の環境美化を損ね、地域環境についても悪化している現況であります。

そこで、市長さんにお伺いをいたします。

初めに、今申した現地の被害と地域環境の悪化の現況について市長さんの認識をお伺いいたします。

次に、関係者に配付されている冊子、美祢市の環境に鉱害防止協定を締結した炭鉱2社が48年に閉山したと記されております。閉山時点もこの鉱害問題は発生しており、将来も継続することが十分予測できたと考えられますが、閉山企業2社との鉱害防止にかかわる協定あるいは細目協定、覚書などが何か交わされているのでしょうかお伺いをいたします。

次に、調査、研究の途上でありましようが、調査予算と現時点までに要した費用、解明した項目、対応策等の進捗状況をお伺いいたします。

最後の質問は、資料をお見せして質問をいたします。

地下の石炭採掘坑跡が広大な地下ダムになっております。で、地下のヘドロを含んだ腐敗水が約毎分10トンという大量な量がこの3本の鉄パイプを通過して曝気槽に流されております。写真は私が撮ったもので大変まずい写真なんですけど、こういう状況であります。3本のパイプが見えております。こういうぐあいですね。

これが曝気槽の写真です。この今パイプを通りました水が一たんこの曝気槽にためられ、あふれた水はこの周囲の三、四十センチの溝を一周しただけで人家のそばの川に流されております。

だれが見てもこれは曝気槽、硫化水素を抜く曝気槽とは考えられない。これは沈殿槽としか言いようがない。この処理設備あるいは管理、から処理能力等が今の麦川町の人家に対して、いろいろな問題が発生していることに対して、この状況は実情に則していないと考えますが市長さんの御見解をお伺いいたします。曝気槽もお願いいたします。

以上、お伺いとお願いをいたしまして、壇上からの質問を終わります。

〔布施文子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 布施議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のファミリーサポートセンターの開設についてであります。

ファミリーサポートセンター事業とは、会員組織による育児支援や保育園などへの送迎など、育児に関する相互援助活動を行うものでございまして、地域住民による互助サービスであり、サービスを提供する側からいわゆる援助会員とサービスを利用する側の利用会員がともに登録をし、それらの会員同士を紹介し合う組織を自治体が運営する制度で、これは先生御存じのとおりでございます。

子育て支援に対するニーズにつきましては、平成15年12月 平成15年12月です。 に旧美祢市におきまして策定をいたしました次世代育成支援行動計画のアンケート調査による回答の中で、「利用したい」と回答された保護者が就学前児童の保護者については約34%、小学校児童の保護者については約15%でございました。

なお、アンケート調査から約5年を経過しておりますので、現在のニーズはもっと高まっているものというふうに私は考えています。

ちなみに山口県内の開設状況につきましては、平成6年度に山口市が県内最初にこのファミリーサポートセンターを開設をいたされ、現在、共同開設も含めて11市2町がファミリーサポートセンターを開設をしておるという状況でございます。

また、今年度中に新たに1市でファミリーサポートセンターが開設をされる見込みとなっております。

本市におきますセンター開設の方向についてでございますけれども、ニーズは高まっているということはもちろんですが、住民同士が支え合って子育てを行っていく環境づくりが必要と私は十分認識しております。そういうふうを考えております。できるだけ早い時期の開設に向けて準備を進めてまいりたいということで、現在、担当部署の方にその辺の調査等を指示をしております。ファミリーサポートセンターについては以上でございます。

2点目の化石採集場の充実については、最後に、教育長の方に答弁をいたさせたいというふうに思っております。

3点目の麦川川の悪臭問題早期解決についてでございます。

まず、対策の進捗状況についてでございますけれども、山口大学大学院の理工学研究科の今井教授に、昨年11月から麦川地区、主に山陽無煙鋳業所坑内と市の事川、麦川川における臭気物質の原因の特定、それから気象条件との因果関係、それから発生条件等の分析のために水質調査、環境大気調査を委託をしております。さらに、地元の方にモニター調査の御協力をいただいております。

また、その分析結果を踏まえまして、有効な対策となる装置を用いた実験の実施によりまして、当地区においていかなる対策方策が有効であるか、報告をしていただくようにしております。

今後の予定でございますけれども、9月下旬 ですから今月の下旬でございますね。中間報告書がまとまり、10月中旬に麦川地区で中間報告会を開催を予定をいたしております。

次に、解決に向けての方策についてでございますけれども、今回の分析調査において、坑内水に溶け込んでいるガスを回収する有効な提案をいただけるとのことでございます。詳細の報告は、中間報告書の中に盛り込まれておるとお聞きをしております。

今後、提案をされた対策方法が当該地区で有効であるかどうかさらに検証をいたしまして、実現に向けた事業計画を検討する必要があるというふうに考えておるところでございます。

事業の実施については経費負担の問題を含めまして、管理事業者と協議をしてみたいというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、2点目の御質問については教育長に答弁をいたさせます。

議長（秋山哲朗君） 福田教育長。

〔教育長 福田徳郎君 登壇〕

教育長（福田徳郎君） 布施議員の化石採集場の充実についての御質問にお答えいたします。

初めに化石採集場の利用状況の推移についてでございますが、美祢市化石採集場は、西日本有数の施設として平成18年5月28日にオープンいたしまして、本年の8月20日までに7,426人の利用がございました。年度別で申し上げますと平成18年度が3,208人、19年度が3,188人で、今年度20年度の8月20日までが1,030人となっております。

利用者の内訳は、平成19年度分で大人が1,534人で全体の48%、子供・幼児が1,654人で52%でございます。これを都道府県別に見ますと、19年度のデータで県内が2,179人で約70%を占め、2番目が福岡県490人で15%、次が広島県で257人、8%、以下は、愛知、神奈川、東京といずれも30人前後となっております。

また、19年度利用者の県内市町村別内訳でございますが、1番は、山口市の601人で28%、旧美祢市、美東町、秋芳町で394人、続いて宇部市が258人、下関市175人、周南市154人の順となっております。これが今年20年度現在では山口市、宇部市、美祢市、周南市、下関市の順となっております。

以上、化石採集場の利用者は県内、福岡県、広島県からの来場者が大部分を占めております。これらのほとんどは家族連れであり大人と子供の割合が半々と言えますが、乳幼児の割合も8%ぐらいあります。利用の季節は5月、夏休み期間、10月、11月に集中しております。

次に、化石採集場の維持管理費についてでございますが、現地に簡易水洗トイレ

と水道を設置しており、平成19年度ではこの光熱水費、トイレのくみ取り料などで3万円を支出し、トイレの清掃や草刈りなどは歴史民俗資料館の職員が行い、最小限の支出にとどめております。

また、化石採集では発掘したくず石が多く出るので、この除去清掃作業に23万円を支出しております。

なお、19年度の利用料収入は19万8,000円となっております。

続いて、採集場の施設整備についてであります。採集場の施設は入り口ゲートのフェンス、駐車場、簡易水洗トイレ、水道などを整備しております。利用の方法は、利用者が歴史民俗資料館で利用許可証の交付や説明を受け、利用者自身がゲートのかぎを開閉して、最後は資料館に許可証などを返却するシステムをとっています。現状の施設は化石採集が行える最小限のものでありまして、今後利用者の利便性を考え、休憩施設などは考えなければならないと思っております。

化石採集場は、これからの青少年の体験学習を推進する上では最適の施設でありまして、青少年の探究心を養い夢をはぐくむという美祢市ならではの特徴的な施設であります。

来場者は、遠く関東地方から近畿、近隣の都市など全国に及んでおりますので、新しい観光という視点からも重要なポイントになると思っております。

いずれにいたしましても、化石採集場が多くの方に有効に活用されるよう検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） ありがとうございます。ファミリーサポートセンターにつきましては早い時期に実現の方向というお答えでございましたので、来年度からはスタートできるのかなと期待を申し上げます。

1点ほど質問ですが、県は19年度から山口子育て国民運動地域コーディネーターという制度を設けまして、美祢市にも2名の方が既におられるということをお聞きしましたが、その方々の仕事内容いかがでしょうか。五嶋課長さん、お答えをお願いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 五嶋地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（五嶋敏男君） それでは、只今の布施議員の御質問にお

答えをいたしたいと思います。

地域子育てに関係いたしますコーディネーターの役割でございますが、コーディネーターは、地域子育て支援センター等におきまして、子育てサークル同士の連携や世代間交流等のそれぞれ促進を図っていくこと、それから地域子育て支援センターネットワークの核、中心となって御活動をしていただく人でございます、先ほど言われましたように美祢市でお2人ほどいらっしゃいます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） わかりました。そうするとこのお二方も今度の取り組みにスタッフといいますかメンバーの方の方に入れて、また活動の計画も組むことができるということでございますね。

私は、市内にたくさんのボランティアの方が、サークルがありますが、それぞれに連絡をとりあって、もう少し大きな力になることができるのではないかとこのように思います。システム化についてもお考えをいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点お伺いですが、美祢市では高齢者の支援が大変深刻でございます。女性労働局ではファミリーサポートセンターに並行して、この支援についても取り組むことを進めております。岩国市では既に取り組んでおられるというふうに聞きますが、このことにつきましては市長さんいかがお考えでございますでしょうか。お伺いいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 詳細につきましては、担当部署の方でお答えをさせようかと思っておりますけれども、このファミリーサポートセンターっていうのが、実は、当初のもくろみが、先ほどの御質問にあったように子育て環境を充実をさせるというためにでき上がったと。

しかしながら、世の中の時代の趨勢によりまして、やはり体の不自由な方、お年寄りの方ですね、同しようにサポートできないかということで、そのファミリーサポートセンターの機能が両輪、子育て環境の充実、それから今申し上げたような形を充実ということで、今両輪の形で厚生労働省が考えておるところです。

ですから、その辺を含めて、今のファミリーサポートセンターの機能というのが、先ほど調査を実施しておるといふふうに申し上げましたけれども、県内、それから

全国のいろんな事例とか案件がございますから、その辺も含めて調査をして、せっかく立ち上げるものであれば市民の方に喜んでいただける、役に立つものじゃあないとだめですから、その辺をしっかりとやるということで今やっている状況であります。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） ありがとうございます。大変心強い御回答をいただきまして、ぜひ御検討いただきたいと思います。

しかし、つけ加えてございますが、美祢市には今、NPO法人のナルクふくふく美祢という会がございます。ボランティアの会です。これは有償ではありませんけれど、お互いにできることをできる時間帯に交換をし合って助け合おうという会でございます。今会員が65名なんですけど、本当に実働できるのは45名ぐらいだと聞いております。

その団体の方たちが近く地域福祉課長さんの方へお助け会員として、とまでは大げさには言えませんが、何かお手伝いをさせてほしいという御相談を申し込んでおられます。市長さんにおかれましても、こういう住民のパワーをぜひくみ上げていただきまして、この美祢市が本当に安心して安全に暮らせるということに取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、化石採集場の充実についてでございますが、先ほどのお答えで県内外から利用者がたくさんあるんだなあということも知りましたし、支出も最小限に控えるために大変な御苦労もしていらっしゃるということがよくわかりました。夢をはぐくむ体験学習が、今後観光だとかあるいは修学旅行のコースになるように整備をしていかなければならないと思います。

2点ほど提案をしたいと思います。ことしの夏休みにバスで来られた親御さんに お母さんと子供さんにお会いしました。美祢駅から採集場行きのバスに乗りおくれたとあって途方に暮れていらっしゃいました。で、御案内をしたのですが、バス停に化石場へ行くという表示があります。それから、その方はホームページを見て美祢市においでた山口市の人なんですけれど、ホームページを私も上げてみましたら、バスで来られる方の御案内がありません。これはぜひ入れていただきたいというふうに思います。

それから、バスでおいでの方は年間にそう多くはありませんので、許可証を持っ

ている人に限り化石場付近にフリー乗降ができる、手を上げればとめてもらうというようにすることはできないかな、御検討をいただきたいなというふうに思います。見知らぬ土地に行きましたらちょっとした心遣いが大変うれしいものです。そういうことも御検討をいただきたいというふうに思います。

もう1点目は、この3月に私は化石館や歴史民俗館に楽しい案内人を養成していただきたいという提案をいたしました。これにつきましては、どのように今考えて進めていらっしゃるかをお伺いいたしますと同時に、採集場につきましてもやっぱりサポーターが必要のように思います。せめて夏休みの間だけでもそういう応援団を登録しておいてもらって、事情を聞いてきょうはお願いをできないだろうかとされれば、案外そういうサポーターは見つかるのではないかというふうに思います。そのことにつきましてお答えを、楽しい案内人の養成につきましてお答えができればお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 福田教育長。

教育長（福田徳郎君） 只今の御質問にお答え申し上げます。

楽しい案内人ということでございます。大変いい御提案だと思っております。

さきの議会でも御提言をいただきましたように、案内をしていただく方等につきましては市内、美祢市には美祢自然史友の会というのもございますし、これまでもこの会員の方々の協力をいただきますが、この会の会員の方々は市内だけではなくというかむしろ市外の方が多くございますので、そういったことだけでは対応できませんので、そういったものが十分ボランティア活動、あるいはそういった案内ができるような方々の募集等につきましては、これからも引き続き検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） その点につきましてはどうぞよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、麦川川悪臭問題の解決についてですが、調査、研究の最終結論はお伺いするのも無理かもしれませんが、いつごろになる予定でしょうか。福田生活環境課長さん。お答えいただけますでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 福田課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） 只今の御質問につきまして御回答させていただきます。

調査の最終的な報告はいつになるかということでございますが、先ほど市長答弁にもございましたように19年度、20年度におきまして、水質の原因に至る分析及び大気中の濃度等につきまして、現在、先生の方に調査をお願いしてということとは御答弁のとおりでございます。

また、具体的な対策につきまして試作品を含め、今年度中にそれが麦川地区において有効か否か。そこらあたりも含めて、できれば年度内中にある一定の報告を受けたいと考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

次に、市長さんにお伺いですが、企業は生産活動に伴って発生する公害の防止については企業自身に重大な社会的な責任があります。

また、市は、住民の健康、保健と生活環境を保全する責務を持っていると思います。市は、企業と相協力して、住民の快適で良好な生活が環境が損なわれないように未然に防止を図らなければならないと考えますが、市長さんの御所見はいかがでございますでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 布施議員の御所見と私も全く同様でございます。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） ありがとうございます。立つ鳥跡を濁さずと申します。現在操業している企業に対しては、市は企業に対して公害防止協定等しっかりと結んでおられますが、閉山をした後、閉山をした企業が撤退して廃業をした後に発生する公害防止についても同様にお考えでございましょうか。市長さん、お答えをお願いいたします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 先ほど布施議員の御所見と全く同様というふうに申し上げましたけれども、企業というのは社会的責務を負っておる。それと、この社会的責務

を負うと同時にこの地域社会にも貢献をしていただいております。

現在、仕事を応援してもらえる企業等のことであろうかと思えますけれども、現状のこの、そのやめられた企業体の状況を把握をして、でき得る限りこの辺の、立つ鳥跡を濁さずという言葉をおっしゃいましたけれども、そういう方向でお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 布施議員。

16番（布施文子君） ありがとうございます。ぜひ、これから先もこういう問題は多々起きてくると思います。40年間も放置されたままいくら訴えても改善をされてこない、この現状であります。これも処理能力はほとんどありません。本当は事務所にも私、この管理事務所にも何回か足を運びましてお願いをしました。状況も聞きます。で、ここに、以前はこの中に換気扇が回った、大きな換気扇が回っていたというお話。それも既にとまって、もう久しいということでございます。こういうことに関しましては、市の責任として住民の環境を守るべく御指導をしていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いをいたします。

最後になりましたが、住民は行政の積極的な働きかけだけが頼りでございます。病気にかかった人が自分の病気の状況を知り、病状がどうであるのか、いつどういう手当てをしてもらえるのか、いつ完治するのかということは絶対に知りたいものだと思います。

説明会が10月に実施との回答をいただいております。地区住民、そして後世のためにも、ぜひ一日も早く、健康で快適な暮らしが取り戻せるように御尽力いただきますことを切にお願いをいたしまして私の質問のすべてを終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

議長（秋山哲朗君） この際、暫時11時まで休憩をいたします。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。河本芳久議員。

〔河本芳久君 登壇〕

10番（河本芳久君） 明政会所属の河本でございます。通告に従いまして、これから一般質問を行います。

さて、新市スタートから約半年余りが経過しましたが、これまでのところ大きなトラブルもなく順調に市政運営が行われていると受けとめております。これもひとえに市長初め執行部の皆さん方の誠意ある御努力のおかげだと敬意を表しているところであります。

ところで、合併後の新市がこれからどんなまちづくりがなされていくか、市民はとても関心を持っております。市の広報についてもよく読んでおられるようです。私のところにもいろいろな声が届いています。例えば昨日のことですが、9月の広報に敬老会行事が載っておりましたが秋芳町のことについては載っていなかった。敬老会はあるのか、どうなっているのか。こんな声が届いてまいりましたので私のつかんでいる情報をお伝えしましたが、高齢者に不安を与えないように、恒例の行事であれば、都合により10月に変更されたと早めに市民に納得のいく親切な情報を提供していただきたいと思いました。このことは執行部に対する要望であって御回答は要りません。

さて、本市の末端の行政区、すなわち集落の実態についてお尋ねします。

本市の集落の大半は中山間地域にありまして、この地域は過疎と少子高齢化が一層進み、子供がいなくて高齢者のみの集落、いわば限界集落と言われる状況も見られます。また、その地域の産業、基幹産業である農業も衰退し活力がなくなっています。また、日常生活を支える商店やスーパーがなく、金融機関を併設をしておりました農協支所も撤退し、交通機関の脆弱さ、住民にとってはとても不便な生活を強いられている、こういう現実がございます。高齢者だけの家庭、また病弱な家庭にとってはとても不安を感じておられます。解決すべき課題は山積しておりますが、中には集落の農地や生活を守るための共同作業、冠婚葬祭など、共同体としての機能が賄わない。「生活道路の草刈りができんが、どうか市に要望してもらえんじやろうか。」とこういった声も私のところに来ております。

要するに、新市のまちづくりは、周辺地域に住んでおられる高齢者、これが安心して暮らせるまちづくりに配慮していかなければなりません。また、農業に魅力を持って就農する、若者の住めるまちづくりも必要でございます。

市長は、こういった周辺地域の住民の暮らしの実態を念頭に置き、新市のまちづ

くりを構築していき、これからいかなければなりません。

ところで国土交通省は、2006年4月に過疎地域の集落の実態をされております。この結果が今年の1月に中間報告されておりますが、全国775市町村、いわゆる過疎地域を抱えている市町村、この中に6万2,271集落がございます。その65歳の高齢者の割合が50%以上を占める集落は7,873、いわゆる12.6%となって、10年以内にいずれ消滅する可能性がある集落は2,641という数字が発表されております。

では、本市の集落の実態はどうなっているか。この集落の実態を市長はつかんでおられますか。これらの地域に住んでいる住民の暮らしを守るための対応を何らか考えておられますか。本市では約430余りの集落がございます。それには区長という制度を新しく設けられまして委嘱されておりますが、この区長と行政とのかわり、また区長の報酬等についてまずお尋ねいたします。

次に、新市のまちづくり構想について質問いたすこととしておりましたが、既に本会議に美祢市総合計画策定方針が提案され、この中にこれからの取り組む基本方針や体制、日程等が明示されておりますので、地域審議会の位置づけ等について、この計画書を読めば理解できましたので質問は省略させていただきますが、その次のことについては要望しておきたいと思えます。

まず第1点は、合併協議会で作成された新市基本計画、また、各市町でこれまで作成しておられました総合計画、また、昨年秋芳町で作成されました秋吉台地域観光長期計画、こういったこの計画をも十分吟味され、総合計画にやはり引き継いでほしいと、こういうことを申し添えておきたいと思えます。

また、住民の声をしっかり取り入れ、住民参加のまちづくりができるような、そういう総合計画になることを望んでおります。

次に、総合計画の中に美東町の十文字原の開発について質問したいと思えます。

既に御案内のとおり、この地は中国自動車道と連結する美東ジャンクション及び十文字インターが設置され、この地は山陽及び関西方面、九州にかけての本県の交通の要衝として経済圏拡大に寄与することができると期待されておるところでございます。

既に合併協議においてもこの地の整備については合意されておりますが、地元住民の声としてぜひ新市の総合計画に位置づけ、開発していただきたいという強い要

望が寄せられています。とりわけ当地域が県中央部の、中山間地域の今後の発展に残された唯一貴重な土地でございます。この財産をいかにこれから活用するかが新市の将来の発展に深くかかわっております。約60ヘクタールといった膨大な未開発の土地でございます。ぜひ県とも十分連絡をとり、県営施設の設置とか企業誘致などでこの地域の開発についてぜひお願いしたい。市長の考えをお尋ねします。

次に、中山間地域の農業の振興、とりわけ本市の特産品である秋芳梨のブランド力アップに対するどんな支援ができるかと、そういうことでお尋ねします。

秋芳梨は明治37年に栽培を開始し今日に至っております。100年以上の歴史を持ち、糖度が高く肉質が柔らかいおいしい梨として新宿の高級フルーツパーラーであります高野で長寿梨としてとても人気を博しております。

これまでの道のりは、生産者の努力、さらには恵まれた自然条件のたまものと考えられますが、100年以上もたった梨の木を、これを生産樹として維持することは大変でございます。現在、100年以上経過した梨の木が18本、また80年以上経過した梨園が75アール余りあると伺っております。全国一の生産量を誇る鳥取県では、秋芳町梨と同じように年代的には37年ごろに生産を開始しておりますが、その当時の梨の木は、現在、鳥取県の天然記念物として指定され保護されております。長寿梨を生産樹として世話することはとても大変でございます。やはり梨の寿命は五、六十年、これが一番生産コストが上がっていくと、しかし、経済性からみたら、この長寿梨を世話することは大変でございます。しかし、これを秋芳梨の商品価値を上げるために一生懸命努力されておりますが、この栽培を継続するために、市としても何らかの支援はできないだろうかという問題でございます。

また、梨の栽培についても後継者問題が大きな問題となっております。このための支援についても本市独自の対応ができないか、市長の考えをお聞きしたいと思っております。

さらには、農業振興の一環として、厚保の栗や美東のゴボウ、美祢のハウレンソウなどの特産品もございます。稲作のみに依存するのではなく、これからは野菜や果物、農産加工品等の開発で農業所得を高めていく道を考えていかなければなりません。ついては市の農業政策としてどんな戦略を持っておるか、これもお伺いしたいと思います。

次に、活力ある地域社会をつくっていくためにはソフト面での活動が重視されな

くてはなりません。その一翼を担うのはやはり社会教育ではないかと思えます。生涯学習や地域づくりの拠点として公民館の役割がございますが、社会教育法20条に、市町村が設置した教育施設でございますが、この教育施設が今日大きく変容しておるといってでございます。すなわち施設を住民に利用していく貸し館的な業務に終わってはいないだろうか。公民館は住民が集い、学び、結び合う場として機能すべきであります。また、地域社会、コミュニティーづくりの場であり、地域活性化の核としてこれが活躍すべきものではないだろうかと思っておるところでございます。既に公民館を指定管理に移行するという、そういう声もちらほら聞きますが、施設管理のみを考えればこの面が、経済面から考えれば合理的かもわかりません。

しかし、公民館の果たしてきた役割、また今後期待することを考えれば、やはりこの施設は地域づくりにとって貴重な施設でございます。住民が集い、学び、そして結び合う、この施設の現状について教育長にお尋ねいたします。

以上をもちまして壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔河本芳久君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 河本議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の新市の行政区の実態についてであります。

新市を構成しています旧一市二町の総人口を国勢調査ベースで申し述べますと、昭和55年に3万6,907人でしたが、平成17年には2万9,839人と減少傾向を示しております。世帯数は、昭和55年の1万870世帯から平成2年の1万426世帯へ減少いたし、その後平成12年には1万832世帯まで増加をいたしましたけれども、平成17年では1万646世帯に減少をしておるところです。

また、平成17年の年齢構成別人口を見てみますと、0歳児から14歳までの年少人口の割合は12.3%、これは国では13.7%、山口県では13.2%でございます。一方65歳以上の高齢人口の割合は31.4%、これも国では20.1%、それから山口県では25.0%ということになっており、国、県を上回る速さで少子高齢が進行しておるといってでございます。

平成19年の出生、死亡の状況を見てみますと、出生が194人、これに対しま

して死亡が412人であり、出生者は死亡者の約2分の1という現状でございます。

次に、平成20年4月30日現在の住民基本台帳における人口と行政区の状況を見ますと、美祢地域1万7,769人、行政区250人 失礼しました。行政区258、それから美東地域5,844人、行政区76、秋芳地域5,976人、行政区107となっておりまして、合計をいたしますと人口2万9,589人、行政区で言いますと441で1行政区当たりの平均人口は67人という現状であります。

一般的に人口の50%が65歳以上の高齢者であり、冠婚葬祭などの社会的共同生活の維持が困難であるという集落は限界集落というふうに言われておりますけれども、住民基本台帳をもとにした資料によりますと、この条件に当てはまる集落数は61集落あります。ただし、この中には、例えば共楽荘とか、特別養護老人ホーム等の施設が集落としてカウントされておりますので、これを差し引きますと、実数では57集落がいわゆる限界集落に当てはまると考えられております。

内訳といたしましては、美祢地域が37、美東地域が7、秋芳地域が13でありまして、行政区全体での割合で言いますと12.9%が限界集落になってきているということになるかと思います。

このような中、それぞれの集落にはさまざまな事情もあるかと考えられまして、行政としてどう対処していくなかなか難しいところでございますが、現在、美祢市総合計画等の作成を進めておりますので、該当地区の御意見等も聞きながら、この中でどのような対応が適切か明らかにしていく必要があるかというふうに考えておるところです。

次に、区長と行政とのつながりについてであります。一市二町の合併に伴いまして、いわゆる集落等に行政区という公称をつけまして、美祢市区長設置条例により、区長は区において選任された者を市長が委嘱すると定められておるところでございます。

区長の業務といたしましては市広報などの一般通知文書の配付、各種調査に関すること及びそのほか市長において委嘱を必要とするもの、これが市行政の運営上各区長に委嘱をする業務となっております。

区長の報酬額は条例に定めがありまして、均等割とそれから世帯割の合計額となっております。市といたしましては、区長は行政と市民を直接的に結んでいただく重要な役割を担う、なくてはならない存在というふうに位置づけておるところでございます。

います。従いまして、各区長さん方にはぜひとも区と行政のかけ橋となっただきまして、円滑な行政が推進できるようお願いを申し上げるところでございます。

2点目の新市のまちづくり構想についてであります。

最初に地域審議会についてでありますけれども、先ほどこの質問については省略をされましたけれども、事前通告がございましたので御説明をさせていただきます。

地域審議会は、合併による行政区域の拡大に対しまして均衡ある地域の発展を図るため、旧一市二町の区域ごとに設置をされております。設置の根拠といたしましては、市町村の合併の特例等に関する法律第22条の規定に基づく旧一市二町の協議及び議会の議決でございます。地域審議会の役目といたしましては大きく2点がございます。

1点目は、美祢市・美東町・秋芳町合併協議会が策定をいたしました新市基本計画の執行状況や今後策定をされる新市の総合計画に関しまして、市長の諮問に応じて答申をするというものであります。

2点目につきましては、審議会が必要と認める事項について審議をいたし、市長に意見を述べるというこの2点でございます。

現在の地域審議会に係る状況でございますけれども、各地域審議会において公募委員3人を含めたそれぞれ15名ですね。合計45名の地域審議会の委員が決定をしております。第1回の会議開催に向けて只今準備を進めているところであります。

また、この委員につきましては、新市基本計画における地域別整備方針に対応した団体からの選出、また学識経験者として旧一市二町の人的財産の活用等の選定方針により構成をいたしておるところでございます。

今後の予定でございますけれども、平成20年度、平成21年度にかけまして総合計画の策定業務を予定しておりますので、この期間は新市の基本構想の審議が中心になりまして、総合計画審議会の開催等合わせ各地域審議会を開催をする予定としておるところであります。

今後、地域審議会が総合計画に係る審議を行う中で、地域が抱える課題、それから地域が持つ資源を踏まえまして、それぞれの地域が目指すまちづくりについて、具体的に検討をしていただくことになるというふうに考えております。

次に、十文字原の開発についてであります。当地は中国自動車道と地域高規格道路、すなわち小郡萩道路が連結をいたしますジャンクション及び十文字インターが

設置をされることなどから、地域発展の拠点として将来有効かつ希少な開発用地になるというふうに考えておるものでございます。つきましては、国または県等の協力を得ながら、用地の有効活用を今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

3点目の農業の振興についてであります。

まず、秋芳梨の生産に関する現状についてであります。ピーク時におきましては90戸近くの農家で年間約1,500トンの生産量となっておりますけれども、近年におきましては約40戸の農家によりまして約600トンの生産量となっております。

従いまして、梨農家におかれましては、水田農業等と同様に農業者の高齢化の急速な進展、それから後継者不足等といった状況にあるというふうに認識をしておるところでございます。

しかしながら、梨農家におかれては、秋芳梨生産販売協同組合を中心といたしまして、梨生産基盤の整備、それから生産農家間での生産技術の研鑽、さらには先ほど言われましたけど、首都圏を初めとした高級果物店への出荷等、生産経営基盤体制強化に非常に努力され取り組まれてきたところであります。

また、合併前の旧秋芳町におきましては、当該組合の活動に際しましての支援を初めとして、県事業を活用して防風対策強化果樹棚設置補助といたしました生産設備への支援、それから後継者育成対策といたしまして新規就農者に対する技術研修支援及び就農時におきます生産施設整備への支援等、生産者等に対しまして財政的な支援を推進をしてきたところでございます。

合併をいたしました新美祢市におきましても、この秋芳梨というブランドは全国に発信できます地域農産物として非常に重要なものであると私は認識をしておりますし、秋芳洞、秋芳洞等の自然観光から梨狩りへといった新市の観光ルートの一つを形成をしておるということも認識をしておるところでございます。

秋芳梨の生産基盤整備に対します支援はもとより、農業生産団体に対しましても、引き続きでき得る限りの支援を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

さらに秋芳梨の起源であります、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、明治37年に植えられました木が100年を超える風雪に耐え、長寿梨として大切に栽

培、管理をされて、今も果実を実らせているということ。これは秋芳梨発信のシンボルでもあるというふうに私は考えておりました、その保存、栽培環境の支援策につきましても、山口県美祢農業 失礼しました。山口県美祢農林事務所とも連携をいたしながら協議、検討を行ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

また、後継者対策についてであります。新市基本計画の新農林業振興まちづくりプロジェクトへの四つの柱の一つといたしまして位置づけられておりますが、県事業を活用しながらU・J・Iターン者を含めました新規就農者の確保、育成、さらには就農後のフォローアップをさらに推進することによりまして、後継者の確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、地域ブランド戦略、競争力を持った地場製品の開発と支援についてでございますけれども、現在市内の民間事業者におきまして、市内で生産された米、それからバレイショ ジャガイモですね 利用しましたコロケが、県内はもとより全国に向けて発信、販売をされているところであります。先ほど申しました新市基本計画の新農林業振興まちづくりプロジェクトの中にありますように、農業と他分野の産業の連携による新たな産業の創出、農産物加工品の開発、さらには美祢から全国への発信がなされたすばらしい事例ではないかというふうに考えておるところであります。

また、農産物等の付加価値を高めることは農業所得の向上には必要不可欠と考えておりますけれども、美祢市におきましては秋芳梨を初めといたしまして、厚保栗、美東のゴボウ、それからハウレンソウ等々ですね、農業生産物や農産物加工品として地域ブランドが確立できる可能性を持ちました地場製品が幾つも存在するものというふうに考えておるところでございます。

これらの地場製品につきまして県、それからJA山口美祢及び市関係部署が連携を密にいたし、このような分野においては必要不可欠であります民間活力を活用しながら、地域ブランドとして確立していく取り組みに対する支援を行ってまいるとともに、全国におきまして新美祢市の地場製品といたしましてPR活動を積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の御質問については、教育長に答弁をいたさせます。

議長（秋山哲朗君） 福田教育長。

〔教育長 福田徳郎君 登壇〕

教育長（福田徳郎君） 河本議員の地域づくりの拠点、公民館の果たす役割についての御質問にお答えいたします。

公民館は戦後の混乱から日本の国土を再建する原動力として構想され、昭和24年に公布された社会教育法に基づき、市町村その他一定区域内の住民のために自治体生活に則する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として市町村が設置すると明示されました。

公民館の事業といたしましては、定期講座を開設すること。討論会、講習会、後援会、実習会、展示会等を開催すること。図書、記録、模型、資料等を備えその利用を図ること。体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。各種の団体、機関等の連絡を図ること。その施設を住民の集会、その他の公共的利用に供することなどが上げられております。

その後、昭和46年の社会教育審議会の急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方についての答申において生涯学習の必要性が指摘されております。これによりまして住民が生涯の各時期に直面する問題と、その問題解決に必要な知識を身につける、いわゆる生涯学習が最も身近な学習場所として教材を提供し、教育、文化活動を展開していく公民館と結びつき、これまでさまざまな事業を行ってまいりました。

公民館の目的は、議員もお示しのように集う、学ぶ、結ぶと言われております。公民館は学ぶだけではなく地域に住む住民が同じ場所で集い、そして結ぶことによってさまざまな人とのつながりを持てる場であり、さらに、人と地域、人と行政を結びつけていくという大きな役割を担っていると考えております。

公民館活動の活性化を図るためには職員の資質向上はもちろんのこと、地域住民や公民館運営審議会、社会教育委員の意見を十分に反映した公民館活動を進め、地域の課題に積極的に取り組み、さらに地域のすぐれた人材を生かし、公民館と住民との交流を大切に、地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 今、市長の答弁をお聞きしますと、市長は本市の地域のい

いわゆる末端の集落の状況、また、これから農業振興はどうあるべきか、詳細にわたって答弁いただきましたし、その実態もよくつかんでおられることに対して敬意を表したいと思います。

ところで、今、末端集落の掌握、これは区長という形で今後区長に十分地域との連携をするパイプ役として期待されると申されましたが、今まで末端の集落はいろいろ問題もあって名称変更もございしますが、秋芳町では自然発生的な集落として部落、部落長、または区長、自治会と、いろいろ名称をございましたが、これを統一して区長にそういう権限をおひとつ委嘱されたと。これは平成16年に地方自治法の改正で、これまで地域自治区という政令都市というか東京都の、そういう区の制定は特定な自治体のみ権限を任されておりましたが、この16年の法改正ですべての市町村に地域自治区を設置することができるというのを念頭に今、区という名称で統一され、そして地域住民の自発的な自主的な活動として、それらにいろいろの活動をお願いすると。しかし、その区長の委嘱について、これは地方公務員法のこの第3条3項、いわゆる嘱託職員、特別職員という形で市はとらえておられるかどうか。区長というものを。そして、その区長は今の掌握している集落の数といえは3から4戸。私の調べたところでは集落の戸数5戸未満ってというのが、また10戸未満ってというのが430集落のうちに24.9%、多くの集落が小規模な集落。二、三戸で区長を委嘱して、その人にパイプ役をお願いするのが妥当かどうか。いわゆる手当、報酬等もございしますが。また、特別職という身分であればいろいろ制限もある。欠格条項というか、その該当する一つの職員としてもいろいろ条件があるであろう。また、それにかかわる条例等を制定して区長の任命もなされることだろうと思います。

私の言わんとするところは、そういう区長の位置づけが法的ないわゆる特別職という形で委嘱されてるかどうかというのを確認したい。

それから、3戸か2戸ぐらいしかない、そういうこの集落に対して、現在区長として委嘱されているかどうか。されていれば今のように末端のそういうこの区として機能しにくいようなそういうものを再編成するような、そういう意向はあるかないか。というのが、今の地方自治法の202条にかかわるような地域自治区という行政の末端の組織を意識されてこの区制を今後運営されようとしておるのかどうか。このあたりについてお伺いします。

議長（秋山哲朗君） 兼重部長。

総合政策部長（兼重 勇君） 只今の御質問にお答えいたしたいと思います。

この区長の位置づけでございますが、河本議員おっしゃいましたように、これは地方自治法に基づいた位置づけというふうに認識をしておるところでございます。

この合併に伴いまして、この区のあり方についてもいろいろ御議論もいただきましたが、おっしゃいましたように5戸未満のいわゆる区、あるいは10未満の区等々ございます。果たして将来これで区の運営ができるかという議論ございましたが、長年その集落で生活をともにされてこられたわけでございますから、一方的に行政の方から、合併をするから再編成をとということにもならないということで、既存の集落をそのまま尊重しながら441名の区長さんを任命した経緯がございます。

しかしながら、先ほどから出てまいりますように限界集落等もございますし、本当に集落の運営は今後、今の体制でできるかどうかということは今後の課題としてとらえているところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 今、区長は、地公法の第3条に該当する特別職であると。そうすると併せて地公法16条にかかわる要件、やはりそういったものも今後考慮しながら区長の委嘱を考えないといけないんじゃないかならうかと。で、ただ、従来のその集落で選任されたその代表者をイコール区長という形で持っていけるかどうか。これもひとつは特別職というひとつの位置づけで報酬を支払っていけば当然そのことも考慮されんにゃあならん。そういったことで、今後末端の行政区の運営のあり方については大いに、すべり出しですから、まだスタートしたばかりですからいろいろ課題ありましようが、十分考慮されながら円滑な運営ができるように、ひとつ行政としても姿勢をひとつ示してほしい。これは要望でございます。回答要りません。

次に、市長は、十文字原の開発について、残された唯一のこの土地、いわゆる重要な位置にある未開発の土地である。このことについて十分認識をしておるが、今具体的に新市の総合計画にどう位置づけるかの答弁がございませんでしたが、このあたり、新市の総合計画の重要な一つの美祢市の東部における拠点として、ひとつ県ともしっかり連携をしながら取り組む姿勢、この辺はどうですか。もう一遍確認

したいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 先ほど壇上で申し上げたとおり、国・県・関連機関として十分協議をしながら有効な使い方を探していきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 市長のひとつ答弁ございましたように、これからの努力に大いに期待しちよるところです。よろしく願いいたします。

次に、今これからの地域社会の元気が出る一つの方途として農業振興について、特に秋芳梨について力強いひとつその意思表示がございましたので、このことに期待しておるわけですが、やはり秋芳梨でなくてブドウとか栗とか、観光農園とつながる。いわゆる秋吉台の秋芳洞の観光客とのつながり、こういった面からもういわゆる有効な一つの新市発展のかぎにもなりますので、このあたりの支援についても十分ひとつよろしく願いしたいと思います。

ここで地域づくりについて、教育長は公民館の果たす役割についてる説明をされました。認識は十分、それで十分だと思いますが、具体的に新市の各公民館は、そういうまちづくりについてどんな活動をしておられるか。私としてはやはりそういうまちづくりにかかわるようなそういう事業としては、例えばふるさと再発見なり地域住民の連帯感を醸し出すような事業が公民館活動の中に実際に展開されているか、また、地域住民の福祉や生活向上の面で公民館は現に果たしておる役割はどうだろうか。

例えば、昭和50年度までは、生活改善、そういった面で、結婚改善というような面で公民館結婚という、今までの各家庭の結婚は今度は公民館、その次はホテルに移りましたが。地域の嫁を迎える婿を迎えるということで、婦人会や青年団たちが一緒になって公民館結婚を祝って、そして地域の生活改善を果たした歴史でございます。また、公民館の活動の中には地域団体である青年団とか婦人会、これが核になって地域を元気づけておりました。しかし、こういった組織も既に弱体化し青年団もほとんどない。

その中でこの地域を盛り上げていくような人材育成なり団体との連携、現に公民館はそういったことをどうしておるか。または、土曜日、日曜日、祭日、夜間、自由に住民が使えるようになっておるかどうか。いわゆる管理が中心になれば住民に

開放された施設じゃありません。そういう現状がどうかということをお聞きしたい。

議長（秋山哲朗君） 福田教育長。

教育長（福田徳郎君） 議員さんの御質問にお答え申し上げます。

公民館活動につきましては、先ほども申し上げましたことを各公民館に行ってお話ししておりますが、具体的にはそれぞれの公民館におきまして、学級、講座、教室、そういったものを開設しておりますが、たとえばふるさと学習講座、世代交流事業そういった講座、さらには、グループ、サークル活動、各公民館におきましてそれぞれの地域でさまざまな文化活動等を行っております。さらに、体育、レクリエーションの活動ということも行っておりますし、また地域全体の事業といたしまして、人権の活動だとかあるいは体育活動を全体で行うとか、そういったことをこれまでも行っておるし、こういったことをさらに充実させていかななくてはならないと考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 施設があつたりそれから予算があつても、公民館は実際に地域住民の要望にこたえ、また地域の活性化のまちづくりに寄与するっていうことになるのではございませぬ。

その人について公民館主事という、主事という身分が職員として位置づけられている。そして、社会教育主事という特別な資格を有する職員も当然配置される。ということは、公民館職員になれば大学や国立の施設において、その資格習得のために特別な研修をして、その資格を習得して任務に当たっているわけですが、現在、また最近でもいいですが、そういう資格習得のために行政はどのような対応をしてこられたか。大概毎年各市町村で2年置きには必ず広大か九大に派遣されてそういう人材の育成をされてきました。また、派遣社教主事の受け皿としてそういう人材の育成をしなくてはならないという一つの受け入れ要件もございませぬが、そういう有資格者の人材育成についてどういう現状ですかお尋ねします。

議長（秋山哲朗君） 福田教育長。

教育長（福田徳郎君） 御質問にお答えいたします。

社会教育主事の講習ということにつきましては、年次計画的に行っているという

ことでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） 現在、何人ぐらい美祢市にそういう有資格者がおられるか。今すぐわからないでもいいですが、そういう一つの調査をされ、そして年次的にっていう、そういった面についてもひとつ十分配慮され、公民館が地域住民に開かれた生涯学習の拠点でありまちづくりの拠点として大いにひとつ頑張ってもらいたい。現にそこに配置されてる主事というの一生懸命やっておられます。もう夜もない日曜日もないというような声も聞こえますが、そういった活躍こそこれからの地域づくりに大切な人材ではないかと。そういったことでひとつしっかり教育長としても支援をしていき、また体制づくりをしてほしい。

以上でございます。

.....

議長（秋山哲朗君） この際、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時50分休憩

.....

午後 1時00分再開

副議長（河村 淳君） 議長が所用のため席を外しておりますので、これより副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岩本明央議員。

〔岩本明央君 登壇〕

8番（岩本明央君） 明政会の岩本明央です。美祢市議会平成20年9月定例会での一般質問を行います。

村田市長におかれましては、御就任以来役5カ月、大変御苦労、御心痛のこととお察し申し上げます。山口新聞の首長の動静で土曜・日曜・祭日でもほとんど休みなしの状態で、半ばお気の毒の気持ちさえて持っております。どうぞお体には十分お気をつけくださいませ。

それでは本論に入ります。

質問の件名は、新市の農林業振興と今後の具体的政策についてであります。

要旨1は、農業法人、集落営農、機械利用組合、認定農業者等の育成や農地の集約　これは大規模農家の育成、それから農産物の需要拡大　地産地消でございますが推進等、それに限界集落防止策についてであります。

10年から15年前に提唱されましたこれら農業問題を今ごろになってと思われるかもしれませんが、合併して新市が誕生し、我々農家、農民は新市長村田市長に大変期待をしております。新市基本計画、それに市長の施政方針、予算の概要、予算書等にありますように、やはり農業は命の源で、農民、農業が元気であれば皆元気になる、そういうふうに思っております。これら諸問題に、具体的に、前向きに、早急に取り組みますよう期待をしております。

次に、限界集落防止策について質問いたします。これは先ほど河本議員の質問にもありましたが、現在、新美祢市内に限界集落が57集落あると先ほど答弁がありました。この限界集落問題は、過疎化は言うまでもなく農地の荒廃を招き、山林は荒れ放題に、さらに、宇部市や山陽小野田市の水資源問題など深刻な問題が多く発生する可能性があります。今後、村田市長は、これらの諸問題について具体的にどのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

要旨2は、林道、作業道整備への補助金等の補助支援による林業や土木建築業界の活性化についてです。

昭和25年ごろから35年ごろにかけて杉、檜等が盛んに植林されました。今50年以上たって、それがぼつぼつ値打ちが出てきて売れるようになりました。しかし、何せ奥山で今の人間ではとても作業になりません。そこで森林組合や土木業者へ、林道、作業道の整備依頼を考えられてはいかがでしょうか。杉・檜の奥山への林道、作業道が整備されますと、間伐材の活用はもとより木の伐採、運搬の利便性がよくなり、奥山の木材価格が上がるとともに、森林組合、業者等も潤い一挙両得だと思います。

森林整備は、今問題になっていきます地球温暖化問題、CO₂削減問題など世界的規模でのこの取り組みに協力できると考えます。また、労務賃金等で地域住民の方々も潤うと思います。さらに、先ほど申しました水資源確保にも大きな役割を果たします。

続いて、山口県税の森林税の活用で林道、作業道の整備はどうでしょうか。この

森林税は本市20年度予算中のどの部分に当たるのかお尋ねいたします。

今申しましたことは、来年、さ来年ではなくて5年、6年、10年の計画のもとに実施していただきたいと思います。村田市長のお考えをお伺いいたします。

次に、教育長と市長にお尋ねいたします。

地産地消に係る関連質問です。

先般、観光振興対策特別委員会で別府の養鱒場を研修視察いたしました。現在、旧秋芳町内、美東町内の小中学校では鱒材料の学校給食が実施されておりますが、これを美祢市内全域の学校に広げてはいかがでしょうか。そうすることにより子供たちの食育向上にもつながります。また、子供たちが大きくなって美祢市を離れたとき、郷土の味、鱒の味を思い出してくれると思います。そしてリピーターになり美祢市の鱒を宣伝してくれるはずで、市長におかれましては、市内二つの市民病院とその附帯施設へ鱒料理推進を要望いたします。

以上は養鱒場の赤字解消や再建に役立つと思います。市長、教育長お二人に今後の計画をお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。2回目以降の質問は質問席から行います。

〔岩本明央君 発言席に着く〕

副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 岩本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の農業振興関係の御質問についてでございますけれども、現在市内の集落においては農業者の高齢化の急速な進展、または農業後継者不足、さらには昨今よりの原油価格の高騰等に端を発した生産資材の高騰により農業経営が圧迫されまして、従来までの零細な個別完結型経営が困難となっている状況が見受けられるところであります。

このような状況を受けまして、国の政策として、認定農業者や集落営農組織及び農業法人等いわゆる担い手の確保、育成が推進をされているところであります。

当市におきましても、国において、平成17年に経営所得安定対策等大綱が策定されたことを契機に、山口県美祢農林事務所、JA山口美祢と緊密な連携を行いながら認定農業者や集落営農組織への誘導、育成指導に取り組んでまいりまして、本年8月末時点では農業経営の法人化、または団体化をされた集落営農組織が17組

織設立をされまして、農業経営に取り組んでおられるところでございます。また、これら担い手の育成に併せて農業委員会による農用地の利用権設定等のあっせんを行い、担い手への農用地の集積を推進をしまいたとこであります。

今後とも引き続き担い手の育成確保に取り組むとともに、有休農地となる恐れがある優良な農地の担い手への集積を推進し、農業経営の規模拡大、さらには経営基盤の強化に資するよう努めてまいりたいと考えております。特に集落営農組織の育成に併せて農業後継者の確保、育成を推進をしていくことが限界集落発生防止の一助となり得るのではないかとこのうに考えておるとこでございます。

また、米・農産物等の需要拡大、特に地産地消については、去る6月定例会の中で若干触れさせていただいたとこではございますけれども、市内小中学校等での学校給食への積極的な利用や、特別栽培米美穂のかほりや厚保栗、秋芳梨、美東ゴボウなどの地域ブランドの確立への支援を強力に進めてまいりたいと考えておるとこであります。

また、昨今では地元食品加工業者とJA山口美祢や生産者団体との振興農産物の出荷契約がなされるなどの動きもありまして、市としましても引き続きこれらの活動に対し支援を行ってまいりたいとこのうに考えております。

2点目の林業振興関係の御質問についてでございますけれども、現在の森林業を取り巻く環境は、御案内のとおり木材価格の低迷、それから森林所有者の森林に対する意識が薄れまして、手入れの行き届かない森林が増加をしているところあります。このため国や山口県におきましては、水源の涵養や土砂の流出防止、さらには地球温暖化防止のための二酸化炭素の呼吸減対策等、森林の持つ公益的機能を発揮させるために間伐等適正な森林整備推進しているところあります。

県においてはこれまでの間伐施業は、間伐材を林内に放置をするいわゆる切り捨て間伐から、資源の有効活用と森林所有者へ収益を還元をするという観点から、間伐木の搬出に重点を置きました森林整備を推進することとされておるとこあります。

森林整備を推進するためには施業の効率化を図る上からも作業路網の整備が必要であると考えておるとこであり、今年度予算におきましても多目的作業道開設事業補助金を計上するなど一定の予算措置を講じているところあります。

また、林道の開設につきましては、国や県が作成します森林計画に則して、市が

策定をいたします地域森林計画への詳細や開設基準、さらには計画の策定から森林所有者の同意等多くの手続があるところであります。5年、10年といった中・長期の展望のもと、着実に進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

3点目の御質問につきましては教育長より答弁をいたさせます。

副議長（河村 淳君） 福田教育長。

〔教育長 福田徳郎君 登壇〕

教育長（福田徳郎君） 岩本議員の別府の養鱒場の鱒の学校給食への活用についての御質問にお答えいたします。

学校給食は学校教育の中で重要な役割を果たしております。児童・生徒の心身の健全な発達に資すること、作業を通して奉仕、協力、協調の精神を養い、食糧の生産流通を学ぶこと、また環境問題について関心を深めることなど、生きた実践教材として位置づけられております。

美祢市の学校給食は、季節に合った地域の食材を味わうことができるように地元産をできるだけ取り入れることに努めてるところであります。

別府養鱒場の鱒の学校給食への活用状況でございますが、平成19年度の実績を申し上げますと、10月から翌年3月までの6カ月間活用しており、嘉万、秋吉、大田共同調理場は年6回、赤郷小学校では年4回、綾木小学校では年3回、淳美小学校では年2回活用しております。

今後も昨年同様に10月以降の学校給食で活用し、旧美祢市のすべての調理場においても、鱒を食材とした献立を加えてできるだけの活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 岩本議員。

8番（岩本明央君） 先ほどの市長の御答弁の中で、山口県森林税のことがちょっとなかったように思いますが、また後御答弁をお願いしたいと思います。

もう一つ、市民病院等の鱒への、その料理の件も併せてお願いいたします。

それじゃあ2回目の質問をいたします。

具体的な例を挙げてみます。ことしは特にイノシシの出没が多いように聞きました。有害鳥獣対策事業として美祢市共済組合、JA等の補助金、さらに電牧、防獣

ネット、トタン等への補助金。これは予算書の235ページですかありますが、この施策がもっとふやしていただくようなことではどうでしょうか。特に不足した場合は補正予算を組むお考えがありますかどうかお尋ねをいたします。

それから、次に、8月26日の山口新聞によりますと、下関市と長門市が有害獣捕獲肉処理施設建設や販売を協力していくという報道がありました。ここへお二人の市長さんの握手の写真がありますが、今後、本美祢市もこのような方向に進まれることを期待をしております。

余談になりますが、捕獲された真空パックで冷凍されたシシ肉は道の駅等で大人気で飛ぶように売れるそうでございます。

次に、鱒の需要拡大について具体的に触れたいと思います。鱒は今お話がありましたようにシーズン性があると聞いております。鱒は特にはらわた等をのけて冷凍保存をしておきますと、多少味が落ちますが3カ月以上持つと言われております。給食センターや調理場で1回680食も調理しているところは、食材としては食材加工に大変でしょうが、ぜひ保存方法や調理方法を工夫、研究されまして、今答弁がありましたようにぜひ美祢市内の小中学校をお願いしたいと思います。

さらに、美祢市役所内で行政内での地産地消を市民の皆様にお手本として率先、遂行を目指す必要があると考えます。これは今質問しましたように市民病院での鱒の料理の推進をお願いしたいと考えておるわけでございます。

鱒の粗さばきに手が足りないというふうなこともよく話を聞きますが、養鱒場と調理現場と栄養士さんがよく話し合っていていただきまして計画的に進めてほしいと思います。

また、学校給食等での献立表は、遅くとも前月20日前後には調理場等に届くはずでございます。また、2カ月、3カ月先の鱒料理等につきましても予定数量は計算できると考えます。

以上の質問に対しまして、教育長、市長のお二人の答弁をお願いいたします。

副議長（河村 淳君） 村田市長。

市長（村田弘司君） まず、森林税の関係でございますけれども、只今中村農林課長が出席をしております。そちらの方より説明をいたさせたいと思います。

それと、先ほど言われた森林に係る補助事業に関する事、その補正に関する事。これについても現在当初予算に対してどれほどの進捗率があるか。その点も踏

まえましてのお話になろうかと思しますので、その辺の現況等、担当の中村より説明をいたさせます。

それから、病院における鱒の使用なんですけれども、今議員がおっしゃいましたようにこれは病院食ということでございます。この鱒、確かにこの美祢市が全国に発信していく材料というふうに思っております。これが病院食として適当かどうかということも含めまして、藤澤病院局長の方、その辺の補足的な説明をいたさせたいと思います。ということで御了解をお願いいたします。

まず、中村農林課長の方から説明いたさせます。

副議長（河村 淳君） 中村農林課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） それでは、岩本議員の御質問にお答えをいたします。

森林税につきまして、予算のどの部分にあるかと、という御質問でございますが、これはあくまでも県民税でございますので歳出の方には記載はされません。で、歳入の方に森林税の均等割額に含まれて徴収をされますので、歳入をし、森林税部分を県の方に納めるというふうな手続になろうかと考えております。

次に、市の有害鳥獣対策でございます。それと併せて共済組合なり農協等の鳥獣対策でございますが、農協における有害鳥獣の対策につきまして、特別事業を行ってないというふうにお聞きをしております。

次に、共済組合でございますが、鳥獣被害を防止するという観点から損害防止事業ということに取り組まれております。これにつきましてはトタン、金網のフェンス、それから電気牧柵、イノシシよけの網っていいですか、これの設置に対する助成を行っているというふう聞いております。

これにつきましても、各トタンなりフェンス等の設置の限度数量は決められているというふうにお聞きをしているところでございます。

次に、新市における有害鳥獣対策でございますが、県営中山間地域総合整備事業なり団体営の土地改良事業等に獣害防止柵の設置事業がございます。この事業に美祢市、旧美祢市なり旧秋芳町については取り組んでいるところでございます。

また、旧美東町におきましては、単県事業でございますが鳥獣被害等対策事業としましてトタン、電気柵等の設置に対して補助をしているところでございまして、農業費の予算に計上をさしているところでございます。

次に、予算書の235ページの予算についてでございますが、林業関係の予算になっているところでございますが、有害鳥獣対策事業として猟友会へのその捕獲の報酬代、委託事業です。それから、捕獲した有害鳥獣に対する補助金。これにつきましては予算内で消化できるんじゃないだろうかというふうに考えております。

それから、シカ捕獲調整事業につきましては、これは県の委託事業でございます。また、県の方からの委託頭数等が増えれば、それに沿って増額の補正をお願いをしたいと考えております。

それから、シカ被害防止対策事業でございます。それにつきましては、下関市、長門市との境界線、行政界にシカ防止柵を設置する事業でございますが、今年度8キロを予定をしているところでございます。17年度から4カ年事業で事業を行っておりますが、若干不足する、まだ未設定の箇所が出てまいりますが、これにつきましてはまた次年度以降考えていきたいというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 教育長が先。教育長。

教育長（福田徳郎君） 只今の御質問にお答え申し上げます。

養鱒場の鱒の活用時期でございますが、提供していただける時期があればそれに対応して活用できる調理場におきましては活用したいというふうに思っております。

以上です。

副議長（河村 淳君） 今、市長の方から藤澤病院事業局長ということがありましたが、ひとつ局長の方からお願いします。

病院事業局長（藤澤和昭君） 御質問にお答えしたいと思います。

病院の給食について鱒の活用をとということであろうと思います。病院の給食については、その病院給食というのが医療の一部であるというところから栄養管理上の問題もございます。専門的な医療スタッフとも相談さしていただきながらこの件については検討してまいりたいと思います。

なお、現状で病院給食において、地元農産物等はできるだけ地元の物を使うようにというふうにしております。

以上です。

副議長（河村 淳君） 岩本議員。

8番（岩本明央君） 実は、森林税につきましては、県の農林水産部の方の林政課の方で確認をしました。御答弁あったとおりでございますが、今現状としては竹繁茂防止緊急対策事業で美祢市於福下の方のあれも今までの実績があったようにパンフレットをいただいておりますので、これは今の、ちょっと違いますが一応参考にさせていただきます。

そういうことで、私の言いたいのはやはり美祢市役所内、養鱒場の鱒の問題でもしかり、それからそれをやはり市民病院の中で使う、または学校給食で使うという、やはり市民の皆様方にお手本になるような地産地消をやはりしていく必要があるとこういうふうに考えたから質問したわけでございます。

私の期待した95%ぐらいの答弁をいただきました。満足しております。そういうことで、お互いに新市ができて大変でございますが、合併した以上は市民全員が協力してすばらしい美祢市にしていきたいとこういうふうに考えております。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

副議長（河村 淳君） 最後は意見として取り扱いをさせていただきます。

副議長（河村 淳君） 一般質問を続行いたします。萬代泰生議員。

〔萬代泰生君 登壇〕

5番（萬代泰生君） 新政会の萬代でございます。昼からの大変眠たい時期とは思いますが、ちょっと人が変わりましたのでちょっと目を覚ましていただいて、しばらくの間おつき合いをいただきたいというふうに思います。

今回は、教育に関する質問が1件と住民の皆さんが日々の生活の中で不安に思っていることや要望されている内容の質問が3件を課題とさせていただきますので、御答弁方よろしく願いいたします。

まず初めに、新聞記事に大きな見出しで掲載があります。小中学校の不登校問題について質問をさせていただきますと思います。

9月に入り、市内の小中学校では長い夏休み期間も大きな事故や災害もなく終わり、児童・生徒の皆さんや先生方も2学期を迎えられ、授業や部活動、さらには運動会の準備にと毎日一生懸命に取り組んでおられることと思います。

ところで、最近の新聞やテレビを見ておりますと、相も変わらず教育環境におい

て施設内事故やプール事故など、学校現場における事故が報道され、家庭教育に問題があると思える事件としては、子供が親を殺傷したりバスジャックなど、自分がコントロールできない子供たちの事件も相次いでいるところでもあります。

さらに、ことしの大きな事件として報道されました、大分県の教員採用試験にかかわる不正問題の発覚など、教育問題もついにここまで来たかという思いは切ない思いを通り越して怒りを感じる一人であります。

日本の将来を託すべき子供たちの教育現場や家庭教育など、日本の社会に何か目に見えない問題の欠落に大きな不安を抱えざるを得ない思いをしているのは、私を含め多くの皆さんも感じておられることと思います。国や県は、一刻も早く根本的な対策を講じていただき、社会不安の払拭に全力を傾注してほしいと願っているところでもあります。

さて、今回は、この問題はさて置きまして、去る8月8日の毎日新聞に、「小中学生不登校12万9,254人、文科省調査2年連続増加」そういう大きな見出しで全国の実態が掲載されておりました。

また、山口県の実態につきましても1,481人が30日以上不登校、県内公立小中学校、中学校は全国平均を上回るという記事が掲載されておりました。

この調査は、全国にある国公・私立小中学校3万3,680校を対象とし、病気や経済的理由を除き30日以上休んだ児童・生徒を不登校と定義したもので、07年度は過去最高の34人に1人が対象となっている。

また、その要因としては、人間関係をうまく構築できない児童・生徒の増加が93%を占め、家庭の教育力低下で基本的な生活習慣が身につかず不登校に結びつくという理由が82%となっているという記事であります。

また、県内の実態では、児童数7万8,856人のうち264人で0.3%、生徒数3万9,431人のうち1,217人で3.1%がその対象となって、その主な要因に、友人や教師との人間関係やいじめ、学業不振などから不登校になることが多いという内容の記事が掲載されております。

ところで、新美祢市は合併によって、小学校は12校から22校へ、中学校も5校から8校に増加している状況にもありますので、市内の小中学生の不登校問題について、以下の2点についてお尋ねをいたします。

1点目は、市内小中学校における現状がどのようになっているのか。2点目は、

その要因把握とその対策内容についてお尋ねをいたします。

2点目は、圃場補助整備状況の現状と今後の予定についての質問であります。

ことしは今のところ台風や豪雨災害などもなく、農業にとっては順調に推移し豊作が見込まれる状況にあるところでありますが、米や果樹などが最後まで何らの被害もこうむることなく収穫ができますよう願っているところであります。

ところで、美祢市の区域内における農業は基幹産業の一つであり、農業の不振は美祢市財政にも大きな影響を与えることは皆様もよく御存じのことと思います。また、合併によって、市内の農地も格段と拡大され、主力農産物も米や麦などのほか、野菜ではハウレンソウ、イチゴ、スイカ、メロン、ナス、キュウリ、白菜、大根などの多種多様な農産物が生産され、果樹においては厚保栗、秋芳梨、西条柿など幅広い農産物の生産に多くの農家が毎日汗を流されているところであります。

しかし、農業環境の内面に目を向けますと、高齢化や少子化の進展から農業従事者も年々減少傾向にあるとともに、農業生産物の減少や農地の荒廃も次第にその規模が拡大している現状ではないかと思えます。

このような環境の中、少ない労働力で効率のよい農業生産を行うには、何といても生産基盤である圃場の整備は欠かせないものと認識しております。また、地元住民の方から何箇所かのこの圃場整備の陳情も出されているように伺っており、その地域に行きましたときに、いつになったら整備がしてもらえるのか、今後の予定がどのようなになっているかなどを要望があちこちでありましたので、農業問題に、特にこの圃場整備問題に限ってこのたびはお尋ねをいたしたいと思えます。

次に、3点目でございますが、区集会所建設補助要綱に冷暖房設備、エアコンを加えることについての質問でございます。

美祢市区集会所建設補助金の交付要綱では、住民が自主的な活動を推進し地域の連体意識の向上を図り、行政の進展に寄与するために必要な区集会所の建設事業に係る補助金の交付が定められております。平成20年4月1日から新築では150万円、増築及び補修については50万円の最高限度額を定めるとともに、運用方針におきまして、その設備内容が事細かに明記されておるところでございますが、エアコンの表示がありません。また、この集会所の中には美祢市選挙管理委員会の投票所としても使用されているところもあり、その数を選挙管理委員会にお尋ねしたところ、旧美祢市で11カ所、旧美東町で6カ所、旧秋芳町で2カ所の合計

19カ所で投票事務が行われていることがわかりました。

特に今年は、今年7月に実施された県知事選挙におきましては、冷房設備があるところは快適な環境の中で投票事務を行うことができたかもしれませんが、冷房設備のないところでは大変な暑さの中で行わざるを得なかったのではないかと思います。特に投票事務や立会された方の中から、冷房設備のないところはあるところと比べて少し手当に差をつけてほしいなどの意見もあちこちで聞いております。地球温暖化の影響がどうかわかりませんが、ことしの夏も30度を超える日々が何日も続き、冷房設備に頼らざるを得ない環境になっていることも認識しなければならないと思います。

そこで、地域コミュニティの醸成場所である集会所の設備にぜひともエアコンを加えていただき、また、補助金の最高限度額につきましても見直しをしていただくとともに、既に建設が済んでおる集会所についてもエアコンの設備が受けられるように検討していただきたいということを強く望んで質問とさせていただきます。

次に、最後の4点目となりますが、東厚保町山中の長谷川の水質懸念についての質問であります。

美祢市は市民の生活環境を守るために ちょっとしばらく条例の目的を申ささせていただきます。

市民の健康で文化的な生活を確保する上において、快適で良好な生活環境の保全が極めて重要であることにかんがみ、市事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、並びに環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民の環境保全に関する意思を尊重して、環境保全対策の総合的推進を図り、もって市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な生活環境を確保することを目的とする。

という美祢市環境保全条例が制定しております。

この条例には、市、また事業者、また市民が果たさなければならない事項が事細かに定められており、それぞれの立場で、十分にその機能が果たされているものと思っております。

ところで、昨年の6月ごろ東厚保町山中の長谷川について、住民の方から、川の水が汚れているのではないかという疑問が寄せられたと思います。この長谷川は山中地区で長谷集落から中村集落を下り、西の浴、横坂へと地域の中心を流れる川で、

川の近くでは井戸あるいはボーリング等を行っている家庭もあり、住民の皆さんが川の流れを大変心配されているところでもあります。

市は、住民の方から寄せられた疑問に対しどのような対処をされてこられたのか。また、対処の結果問題はなかったのかお尋ねします。

以上、4点の質問に対し誠意ある御答弁をお願いいたしまして、壇上での質問を終わります。

〔萬代泰生君 発言席に着く〕

副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 萬代議員の御質問にお答えをいたしますが、1点目の市内小中学校の不登校問題につきましては、後ほど教育長より答弁をいたさせます。

2点目の圃場整備状況の現状と今後の予定についてでございます。

まず、圃場整備の現状につきましては、旧美祢市については整備済み面積は829ヘクタール、整備率は要整備水田面積の79%となっております。また、旧美東町の整備済み面積は795ヘクタールで同整備率は88%、また旧秋芳町の整備済み面積は753ヘクタールで同整備率は88%でございます。新市全体におきます整備済み面積は2,377ヘクタールで要整備水田面積の85%が整備済みとなっているところでございます。

現在も東厚保町の岩ヶ河内地区や秋芳町の鍛冶屋地区など3地区におきまして26ヘクタールを団体営事業や県営中山間地域総合整備事業によりまして整備を進めておるところでございます。

次に、今後の予定についてでありますけれども、現在、伊佐町杉谷地区、東厚保町江の河原地区及び山中地区の3地区から整備要望が出されているところであります。高齢化が進行いたし耕作放棄地の増加が懸念される中、生産基盤の整備は必要なものというふうに考えますことから、これら3地区につきましては、今後市の財政事情を見極めながら地元関係者や山口県とも協議を進めまして、事業実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

3点目の区の集会所の建設補助金要綱の冷暖房設備、すなわちエアコンですが、これを加えることについてということであります。

区集会所の建設費補助金交付事業は、合併前の旧美祢市・美東町・秋芳町におい

ても実施をされておりましたので、新美祢市におきましてもこの集会所の建設費補助金交付事業を引き継ぎ、美祢市集会所建設補助金交付要綱を策定をいたし事業を実施しておるところでございます。

先ほど議員がおっしゃいましたが、新築につきましては建設費の総額からこの要綱以外の国・県・市及びその他の指定財源を考慮した額の3分の1について150万円を最高限度額として交付をすることとしております。また、増築、補修については、建築後10年以上を経過をし、かつ事業費からこの要綱以外の国・県・市及びその他の特定財源を除いた額が20万円以上の経費について、その超える経費の3分の1について50万円を最高限度額として交付をするということとしております。

平成20年度につきましては、新築については2件、それから補修については12件の工事に対して、補助金総額546万7,879円を交付をする予定となっておりますのでございます。

お尋ねのエアコンの設置につきましては、旧美祢市でエアコンを集会所に固着をする設備として、補修工事の補助金交付対象としておりましたところから、エアコンの設置は補修工事の対象に含まれるものとし、各地区から補助金の交付申請があれば、補助金交付要綱に照らして予算の範囲内で対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、補助金の最高限度額については、合併後の協議に基づき決定されたもので、合併時の協議に基づき決定されたものでありますけれども、諸般の状況等も勘案いたしまして今後検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、4点目の東厚保町山中の長谷川水質懸念についてということでございます。

美祢市では、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な生活環境を確保することを目的といたしまして、市環境保全条例を制定をしておるところでございます。

また、その中で事業者の責務として、事業活動の実施に当たって公害の防止に努めるのみならず、さらに進んで良好な生活環境が保全されるために必要な措置をみずから講ずるとともに、市が実施をする良好な生活環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならないというふうに定めておるところでございます。

先ほどお尋ねの東厚保町山中の長谷川の水質汚濁に関する取り組みについてでございますけれども、当該地区の上流部に養鶏場がございまして、昨年、議員がおっしゃいましたように、市民の方より河川への汚水の流入がある旨の連絡、通報があったところでございます。これを受けまして昨年の6月、旧美祢市環境保健課、それから農林課、それから県農林事務所畜産部及び山口県健康福祉センターと協力の上、現地での施設確認及び利用者に対する聞き取り調査を行っております。

この中で、鶏舎内の鶏ふんについては、建屋内に適正に保管後、ダンプにより市外へ搬出をされまして、また場内の雨水については、施設内の沈殿槽を経て上澄みが流れる仕組みになっており、適正な管理が行われていたということを確認しております。これによりまして、事業者へは引き続き適正な管理の協力をお願いをしたところであります。

また、雨水及び河川水の採取を行いまして、それぞれ臭気及び浮遊物の確認を県担当者と現地で行いましたけれども、特段の問題はないということも確認をいたしております。

現在、新市の生活環境課において、継続的に河川の監視のため巡回を行ってまいりまして、今後も引き続き関係機関と連携をいたし、河川の水質保全に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

先ほど申し上げましたように、1点目の御質問については教育長に答弁をいたさせます。

副議長（河村 淳君） 福田教育長。

〔教育長 福田徳郎君 登壇〕

教育長（福田徳郎君） 1点目の市内小中学生の不登校問題についての御質問にお答えいたします。

近年、高度情報化や都市化の進展、少子化の進行など社会が急激に変化する中、価値観が多様化し激しく変化している状況にあり、学校における生徒指導上の課題は極めて多岐にわたるものとなっております。また、子供たちの安全が脅かされる事件も多発しており、子供たちを取り巻くさまざまな社会状況に目を向けながら、学校における生徒指導のあり方、特に不登校問題への対応が今求められているところであります。

本市におきましては、不登校の定義を文部科学省が示しております、何らかの心

理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いたものにとらえて、毎月小中学校を対象に調査、把握、支援に努めているところでございます。

お尋ねの小中学校の不登校児童・生徒の現状についてであります。昨年度の不登校人数は、旧美祢市と旧美祢郡の小学校で5名、中学校で20名であります。その割合は小学校で0.34%、中学校で2.50%であります。これは全国の割合と比べましてやや低いという状況でございます。

次に、要因把握とその対策についてであります。本市における不登校の要因としましては、小学校では家庭に起因しての家庭の教育力低下による基本的な生活習慣が身につかず不登校に結びつく問題や親子関係をめぐる問題が考えられます。中学校における要因としては、中学校入学後に新たに不登校になる生徒が多くおりますことから、不登校になったきっかけはさまざまですが、思春期特有の自我の芽生えに加え、小規模校の小学校から大規模校の中学校へ入学しての人間関係をうまく構築できない問題、友人関係をめぐる問題があると考えております。

このような要因が考えられることから、本市における対策といたしましては、一つ目は、学校内における生徒指導体制の確立であります。これは児童・生徒の頑張りや課題、保護者への願い等を積極的に情報発信していくことや、児童・生徒の心のサインを見抜く教員の観察力の向上のための研修の充実等であります。

二つ目としましては、不登校対策のための早期発見、支援体制の確立のため、市内すべての中学校へのスクールカウンセラーの配置や不登校対策事業としての学習支援員の配置の実施であります。

三つ目は、問題を抱える子供等の自立支援事業であります。本事業はスクーリングサポートチーム指導員が毎月学校を巡回訪問し、児童・生徒の生徒指導上の課題を把握したり、児童・生徒の連続欠席が3日以上となった場合にはこの指導員が学校に対して支援訪問を行い、そして断続欠席が5日以上になった場合には指導員が学校内で実施する不登校防止のための校内チーム会議での指導、助言を行うことであります。

四つ目としましては、本市独自に実施しております小中学校連携事業及び小学校交流学習事業であります。

本連携事業につきましては、学習面や生徒指導面等について、児童が小学校から中学校へ入学した際に、滑らかな接続を図ることができるようにと実施しているものであります。小中連携により児童・生徒の情報交換及び教職員間の共通理解が図られ、小中学校が連携して適切な対応ができると考えております。

また、小学校交流学習事業は、中学校区内の小規模校の小学校において、年3回以上授業を中心とした交流学習を行い、中学校入学前にお互いを知り、人間関係をうまく構築する力などを育成しようとするものであります。

いずれにいたしましても不登校児童・生徒への対策は不登校の未然防止、早期対応、そして不登校児童・生徒へ適切に対応するための教育相談の充実などの校内体制を図ることが重要と考えており、美祢市教育委員会といたしましては、学校との密接な連携を図りながら不登校問題の解消に向けて学校への支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 萬代議員。

5番（萬代泰生君） 大変懇切丁寧な御答弁まことにありがとうございます。

ちょっと2点ばかり市長の方に確認をしておきたいと思います。圃場整備の現状について、地元から3件要望が出されているという認識はお持ちのようでございますけれども、これは厳しい財政事情等勘案しなければ即座に回答はできないとは思いますが、年度でお答えがいただけるかどうか1点であります。

それから、2点目は、エアコンについてでございますけれども、このエアコンの運用方針の中には、これが集会所に固着する設備、その中身が詳細に書いてあるんですけども、新築並びに補修等につきましてもこのエアコンという言葉がございません。先ほどの御答弁では、既にその対応をしておりますという御回答でございましたけれども、やはりこういう方針と条例 これは要綱ですけども、こういったものにきちんと明記がされないとなかなか認識し得ないところもございます。これは条例ではございませんので、早急にエアコンっていう言葉を加えていただくことができるかのまず2点についてお尋ねをいたします。

副議長（河村 淳君） 村田市長。

市長（村田弘司君） まず、圃場整備の件ですが、先ほど申し上げましたように国、県等を通じまして団体等の仕事でございますので今協議をしておるということで、

年度内の 年度を特定できるかという御質問だろうと思います。これにつきましては担当課長、先ほども中村課長お答えしましたけども、担当課長が現実に今仕事をしております。どの程度今仕事が進んでおるかお話をさせていただきたいと思えます。

それと今のエアコンの件ですね。要綱上の話をされたと思います。これも市長が答えるというよりも担当課長の方が答えた方が適切だろうと思いますので、古屋地域情報課長がお答えを申し上げます。

副議長（河村 淳君） 中村農林課長。

建設経済部農林課長（中村弥寿男君） それでは、萬代議員の御質問にお答えをいたします。

現在、地元から出されております3件の要望について、実施年度はいつごろになるかということのお尋ねだろうと思います。

現在、市長答弁にもありましたように叔母ヶ河内と3地区でこの整備を実施しておりますが、この最終年次が平成20 3地区とも平成21年度となっております。そういう関係から今上がっております3地区について、各地区ごとにいつからかということ確たるお答えはできないことですが、早くてもこの21年が過ぎました22年が要望が出ている3地区のどこからかと、になろうかというふうに考えております。要望の出された時期もそれぞれ違いますので、どこの地区からということもお答えがなかなかしづらいとがございしますが、県農林事務所なりそれから地元の皆様方と協議をしながら交付の実施に向けて頑張っていきたいと考えております。

副議長（河村 淳君） 古屋地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（古屋勝美君） 萬代議員さんの御質問にお答えいたします。

エアコンという表記が明示されていないということですが、補助金交付要綱の美祢地区集会所建設補助金交付に関する運用指針というのが定めてございます。確かにエアコンという表記はございません。これにつきましては、エアコンというのはもう必需品に近くなっておるというふうに考えておりますので、これの表現につきまして今後検討してまいりたいというふうに思っております。

副議長（河村 淳君） 萬代議員。

5番(萬代泰生君) 今エアコンについて今後検討するということですが、これは要綱ですから即座に入れることは可能と思いますよ。市民が見たときにわかりやすい、やはり情報の提供っていうのは心がけていただきたいと思います。

圃場整備のこともこれから先、もう特に東厚保についての圃場整備率が非常に悪いということで2件出ておりますが、先ほどの市長の答弁の中で、東厚保町の4カ所ということがございます。これは私が住んでる地域でございます。市長さん初め執行部の方々の御努力によって何とかことし終わりました。ことし田植えが終わったところでございます。その点につきましてはこの場をお借りしましてお礼を申し上げておきたいというふうに思います。

それから、長谷川の件でございますけれども、この問題は私も昨年この問題がどうであろうかという問題提起をされてきたところでございます。なかなか地域の方々に、全部の方々に理解していただくということも時間的余裕もない中から、今回せっかく関係課長さん初め関係課が努力してこられたことを、やはりこの場を借りて住民の皆さんにお知らせをするということも含めまして質問とさせていただきます。今後につきましてもこの川の汚染につきまして、汚染されることのないように注意を払っていただきたいことをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、最後になりますけれども、先ほど教育長さんから不登校問題についての御答弁、懇切丁寧な御答弁があり、保護者の、PTAや保護者の皆様方もこの問題に対しての一定の認識を持たれたのではないかというふうに思います。

今後におきましても、引き続きやはり少ない児童数でございます。児童や生徒数でございますので、できるだけこの問題の解決になお一層努力されることをお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

.....
副議長(河村 淳君) この際、暫時休憩をいたします。2時25分まで休憩をいたします。

午後2時12分休憩

.....
午後2時28分再開

副議長(河村 淳君) 休憩前に続き会議を開きます。一般質問を続行いたします。

三好睦子議員。

〔三好睦子君 登壇〕

6番（三好睦子君） 日本共産党の三好睦子です。今回の質問で通告書に従いまして、5点、市長さん並びに教育長さんにお伺いいたします。

まず1点目として、国保のことですが、国保世帯が現在4,220世帯ありますが、このうちの国保税の滞納世帯が664世帯ということで、これは約16%に当たります。このうちの資格証明書世帯は18世帯、短期証の世帯は144世帯です。資格証明書は国保の被保険者であることを証明するだけで、治療を受けるときは医療機関の窓口で全額現金で払うことになります。保険料を払うことが困難な家庭に多額な医療費をどうやって払えと言うのでしょうか。全額支払いの医療費が多額になるので医者にかかるのを我慢してしまい病気がひどくなって、病院に担ぎ込まれるということになります。そのときは重傷で余計に医療費がかかってしまうということが考えられます。また、病院に担ぎ込まれたときは手おくれで命を落としたということもあります。山陽小野田市では、保険証がないために重傷になり、病院に行かれたときは手おくれで既に5人が死亡しておられるということです。

このいずれも大人の方でしたが、いつ子供が犠牲にならないとも限りません。資格証明書は発行していない市は、現在私の知る限りではさいたま市、広島市、松本市、習志野市などがあります。短期保険者証は1カ月・3カ月・6カ月と発行されているようですが、この有効期間は自己負担分を、有効期間中は自己負担分を払えばいいという点では資格証明書とは違いますが、お金を納入しないと期限が切れたままで無保険の状態に置かれて医者にかかれないという点では資格証明書と全く同じです。これは医療を受ける権利を奪ってしまうものです。短期証の世帯の中には子供さんもおられる世帯が20世帯あります。このうち子供さんは何人いらっしゃるのかと聞きましたが把握をしていないということでした。けがや病気になっても国保証がなくてお医者さんにかかれない子供がいることは子供の命まで差別していることになってしまいます。そして、修学旅行では保険証のコピーが必要となります。このとき子供たちはどんな気持ちなんでしょうか。親の保険税の納付がどうであろうとも子供に責任はないのです。子供のいる世帯に短期証を発行しないようにするべきではありませんか。親の状況を理由に無保険の子供をつくる状態を放置することは子供たちの命と健康の差別であり、等しく社会保障を受ける権利を定めた

子供の権利条約違反ではありませんか。子育て支援をするためにはこれは一刻も早く子供を、すべての子供に保険証の交付をするべきです。市長さんにお考えをお尋ねいたします。

2としまして、住民の生活を脅かす高い国保税です。滞納世帯の中にはそれなりの理由があって払いたくても払えない状況下にあるのです。払いやすいように支援をして、支援についてお尋ねいたします。

保険税には法定減額について、納付書の作成の段階で自動的に減額をされていますが、申請減免の活用がされているかということです。申請減免は法律に基づいて保険者が条例で決められている減免制度です。国保法の77条には、「保険者は、条例または規約の定めるところにより特別の理由があるものに対して保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができる」と規定しています。生活を脅かすほどの高い国保税は安くするために、払いやすくするための制度の活用として、市民の生活を守るべきです。地方税法717条と国保法77条がありますが、国保法77条は、「保険者は、条例または規約の定めるところにより特別の理由のある者に対して、保険料を免除し、またその猶予することができる」と規定しています。きめ細かな滞納者に従って申請減免をして活用していくことが大切ではありませんか。

その中で受領委任払い制度がありますが、これが活用されているかということをお尋ねしましたら、これはしてあるということですが、滞納世帯にはこの活用が行われてないということです。この滞納の世帯全世帯の方にこの活用をすればいいのではないかと思います。そうすれば先ほども 先日もありましたが、病院の医療費の未収金も少なくなっていくのではありませんか。負担として国保が高過ぎるのではありませんか。

基金の補助額ですが、美祢市は1世帯当たり14万9,000円あるということになります。総額が6億2,000万ですから、これを世帯で割りました。これは1人、そして1人当たり約9万円になります。

市のこの13市の中で類似団体である長門市を見た場合、基金は4,300万になっています。人口の多い宇部市におきましても3億7,000万。宇部市でも人口が多いので3億7,000万です。

この基金を見直しをして国保税を安くする必要があると考えます。

それと、保険料についても資産割をのけた3方式になりつつあります。山口県下で13市の中で長門市、萩市、美祢市と4方式のところはこの3市だけです。3方式にすることが所得を生まない、資産を持っている世帯は安くすることができます。このような3方式にする方向についてもお尋ねいたします。

国保は加入者の暮らしと命、健康を守るのではなくてはならないものです。高い国保税は暮らしを圧迫しています。毎年引き上がる国保税では払いきれない加入者がふえてくるのではありませんか。物価高で家計は大変です。国保も介護保険料も高いと悲鳴が上がっています。行政は暮らしを守るべきです。この国保税についてお尋ねをいたします。

それと2点目ですが、真長田の保護者の方から 保育の件についてお尋ねします。

真長田の保護者の方から、真長田保育園に1歳児の保育がないので大田まで行っている。下の子は大田、上の子は真長田と両方には行けないので2人とも大田に行くようになったと言われました。真長田に1歳児保育があれば大田まで行かなくても済むと話されました。

皆さん、乳幼児を持った親になった気持ちで想像してみてください。なかなか起きれない子を起こして、ぐずる子をあやしながら着せかえて朝御飯を食べさる。一方おっぱいも上げないといけない、おむつもかえて支度をしたり保育園に行く準備をする。母親は忙しくて朝食も食べずに職場に行くということもあることでしょう。働く親にとって朝はとても忙しいときです。こんな状況で上の子は真長田保育園に下の子は大田へと別々の通園は本当に大変です。しかも保育園が職場と反対方向にあるとすればなおさらです。地域に0歳児保育があると助かります。美祢市における保育園の受け入れ最低年齢の状況を見ますと美祢地域は0歳になっています。大田地区では 美東地区では大田保育園が1歳、真長田では2歳になっています。秋芳地区の秋吉保育園は0歳からですが、別府保育園と嘉万保育園は1歳からになっています。嘉万保育園は0歳のときは秋吉に行き、1歳になったらこの嘉万保育園に戻ってこられる方がありますと話されました。

育児休暇が法律で決まり、母親はもちろん父親にも1年とれるようになりましたが、現在育児休暇が整備をされたといっても実際は休暇はなかなかとれないのが現状ではないでしょうか。もちろん育児休暇が完全にとれることが大事です。しかし、

実情から見てどうしても育児休暇のとれない職場があります。乳児保育園が必要です。

市長さんは施政方針の中で若者の定住、子育てを支援し活力あるまちづくりとっておられます。美祢市内どこの保育園でも受け入れ最低年齢は0歳にさせていただき、若者の夫婦、子育て世帯を応援していただきたいのです。真長田地域は若者の定住促進住宅もあり若い方が多いのです。近辺には山口部品の会社や工業団地もあり、市外の方が若い方が働きに来ておられます。母親の職場の近くに保育園に入りたいと望んでおられる方もあります。ぜひ真長田保育園を0歳児を開設していただきたいのです。このことは保育士さんの働く場所の確保にもつながります。市長さんのお考えをお尋ねします。

次に、チャイルドシートの件ですが、若いお父さんが話されました。「以前はチャイルドシートの補助金があったよね。今はないのかねえ。結構高いから補助を出してほしい。」と話されました。この補助金は以前は出ていました。調べましたらチャイルドシートの推進期間中だけのことだったということですが、チャイルドシートの購入には1万5,000円から5万円以上とピンキリです。市の社会福祉協議会に貸し出しがあるということですが、乳幼児は6カ月、幼児は5歳までで3カ月ごとの更新で手続も美祢に来ないといけない。しかもお盆やお正月時期には帰省客で需要が多く、そんなときにその台数があるかどうかわからないということでした。忙しい若い世帯の方が3カ月の更新、しかも美祢まで来るということは本当に遠いと思います。乳児を抱えた若い世帯には負担が大き過ぎます。

また、初めての赤ちゃんは若い夫婦の宝物です。目に入れても痛くない可愛い我が子にチャイルドシートは新品を買い与えたい。レンタルは嫌だ。これが心情ではないでしょうか。私の時代はチャイルドシートの義務づけはありませんでしたが、多分同じ気持ちです。市長さん、若い夫婦の気持ちを御理解いただき子育て支援をして子育て世帯を応援していただきたいのです。市長さんのお考えをお尋ねします。

3点目といたしまして、8月1日の新聞に記載されましたこの記事なんですが、美祢市が高齢者の免許返納支援事業の協定を結んだことについて 結ばれたことについてお尋ねします。

この新聞を見た 見出しを見た途端、えっ、免許証を返した後どうするの。高

齢者の足はどうやって動くのと心配になりました。

記事の内容は、高齢者が運転免許証を返納したら秋芳洞、大正洞、景清洞の入洞料の割り引きをして、歴史民俗館、化石館の観覧料が無料で住民基本台帳の交付手数料が無料、市民大学の講座が無料、市民総社会参加活動の花の苗が優先配付と特典が多く設けられています。本当によいことだと思います。県内初の画期的なことで美祢市のPRもできたと思います。

しかし、高齢者が免許証を返納した後の足の確保はどうなるのでしょうか。返納したら自家用車に変わるアフターフォローはどうなっているのでしょうか。高齢者の運転が危険だということは重々わかっています。「大田まではよう行かんが綾木の農協までは何とかそろそろ行ける。」と日常の生活の買い物、食料の買い出しなどに来ておられた高齢の方がいました。高齢者の方は車に乗りたくて運転しておられるわけではありません。交通機関がなく必要に迫られ仕方なく危険を承知で気をつけながら乗っておられるのだと思います。乗らなくて済めば乗らないのです。高齢者世帯の足の確保は乗り合いタクシー、デマンドタクシーの活用が高齢者の足の確保に最も適切ではないかこの記事を見ながら思いました。運転免許証の返納者への支援事業協定が発足したのですから、高齢者の足の確保の問題は急がないといけないと思います。高齢者の交通手段について6月議会で市長さんから、高齢者や障害をお持ちの方などいわゆる交通弱者にとって、生活に密着いたしました交通機関の存在は必須のものがあるというふうに思っております。」と御答弁をいただいておりますが、進行状況はどこまで進んでいるのかをお尋ねいたします。

それと、後期高齢者のことについてお話をしたいと思います。わかりやすいように紙芝居をつくってききましたので見てください。

とことんわかる後期高齢者医療制度を簡単に御説明いたします。

時はことし4月です。トモさんは 女の方ですね。おばあちゃん。 トモさんは年金が振り込まれる日を待ちかねて農協か銀行に 多分農協と思いますが行かれました。「ああ、年金はふえたのに介護保険は天引きにされるか。憂うつだなあ。」ピ・ポ・パ。通帳を見た途端「げっ、うそお。介護保険のほかに3万4,000引かれとる。どうしたことじゃろうかあ。」トモさんは市役所に電話をしました。「もしもし。市役所。なんかの間違いじゃない。年金から3万4,000円も引かれちよるんじゃけど。」「はい。市役所です。おばあさん、75歳になって

いますね。75歳以上の人を後期高齢者と言います。今月から後期高齢者医療制度が始まりました。今まで入っていた国保や健康保険から抜けて、この後期高齢者医療者制度に入ってもらいます。後期高齢者医療制度保険料、言うたらお年寄り専用の国保のようなものです。介護保険と一緒に年金から引くことになったのですよ。」

「もしもし。でも私は子供の扶養になって家族の扶養に入ってるんで、今まで国保料は払うちょらんのじゃけど。」市役所の方は、「今度できたこの制度では、今まで息子さんなど扶養家族に入っていた人も保険料を払ってもらうことになったのです。年金が月1万5,000円以上ある方はすべて年金から差し引きます。」「では、年金が足らん人はどうするんですか。」「月1万5,000円以下の方は役場に直接払いに行かなければなりません。お年寄りの約2割の人が窓口で払うことになるでしょう。この人たちが保険税を滞納したら保険証は渡しません。短期保険証や資格証明書になるのですよ。これまで75歳以上のお年寄りや被爆者、障害者から保険証の取り上げはしてはならんと法律で決められていたけど、今度はその条文を削りました。資格証明書は病院で全額払わんといけんのので医者にかかるのも大変になるでしょう。」

トモさんの弟66歳です。まだ後期高齢者ではないのですが、やはり年金から引かれていました。後期高齢者医療制度が始まる前に併せて65歳74歳までの人を前期高齢者と言って同じように年金から差し引くというのです。各地で余りにも高い保険税を払えない。少し待ってください。分けて払わせてください、など相談が市役所などへ出ていますが、これから一網打尽、問答無用の天引きですから、残った年金でどうして生きていけるのか、まさに生存権を脅かされます。病院に行けずに重症になったり死亡したりということは今までもありましたが、もっともっとひどくなるでしょう。

「やれやれ、年金は引いてあったけど、とりあえず後期高齢者医療保険はもらったよ。まあ一安心さ。さて、出たついでに病院へ行ってこようっと。」トモさんは病院に行きました。「先生、こんにちは。」「トモさん。この後期高齢者医療制度では保険の効く医療が制限されるので幾つもの科には通えなくなってしまってるのですよ。後期高齢者医療制度になると、保険の効く医療は包括制、定額制といって、1月当たりあなたが使える医療費はここまでですよと決められているのです。今までは必要な医療はすべて保険で見えていましたができなくなりました。この制度で

はまともに治療も受けることができなくなるでしょう。」「ええ、そ、そんなあ。」「そのためにこんなことが起こっているのです。まず、リウマチで毎週きているけど月1回に制限され、薬も今までより減りますよ。湿布も月に1袋だけになるでしょう。今までのように眼科や内科、整形と一遍にかかれんようになりますよ。入院や手術も薬の使い方を制限したり、長く入院できなくなってきました。御存じですか。アメリカでは民間の医療保険しかないので保険から支払われる額が決まっているので、手術後、麻酔が覚めないうちに自宅に帰らされることも当たり前だそうですが、日本でもこんなことが起こるかもしれませんね。もちろん治らんとわかったら病院から出ていってもらうことになります。そんな状態の人にお金をかけてもむだという国の考え方からですからねえ。」と先生が言われました。

「た、大変だよう。3丁目のハナさん、病院を追い出されたいよ。入院していたけど病院を追い出されたいよ。」「ええ、そんな。一体だれがこんな制度をつくったんだ。」「困ったわどうしたらいいのかしら。」

「あのさあ、あのさあ、この医療制度って事業主の保険料と国費が財源の一部じゃない。」「は、はい。そうですね、そのとおりです。」「せっかく低く抑えている大企業の税金や保険料の負担もこのままではふえてくるんだよね。以前から言ってるんだけど、大企業の負担を減らしていくか医療を切り捨てをしっかりと進めてよと要求していただろう。」「高齢者の医療費はもっと高齢者に払わせろよ。」「はい。年金天引きですべての高齢者から保険料を取ります。自動的に値上げもしていきます。」「それにさあ、医療費は全部保険で見る必要ないでしょう。」「はい。高齢者の保険医療は制限をしていきます。高齢者の病院追い出しを強めていきます。ベッドを減らしましたがもっと減らしていきます。」

「こんにちは。私も法案に反対しましたが、保険料を制限したり病院のベッドを減らしたりするのは私も賛成ですが……。」

「さあ、団塊の世代が70歳になる前にしっかり医療費切り捨ての仕組みをつくっておくのさあ。」

「まだまだこの制度の問題はあります。後期高齢者医療制度はお金だけでは運営できません。現役で働いている人が払う保険料の中にその人たちが使う医療保険料と高齢者医療の支援にかかわる特定保険料と分けて保険料明細に書き込み、目に見えるようにしていきます。同じように、国保の人たちにも後期高齢者支援金の金額

が国保税の上乗せになりますから今よりも国保が高くなりますよ。」「そんなこと、なぜそんなことするんだろうね。」「そりゃあ年寄りの医療費がこれだけ自分たちの負担になっていると明らかにさせられたら、それほど年寄りの医療費にお金がかかる必要があるのかという声も出てくるでしょう。経費負担している人からの声は医療内容を悪くするのに役立ちますからねえ。お年寄りや親を大切にしましょう、と言いながら、国はお年寄りや必死で働いている若者をいじめているのではないですか。」「ひどいですね。国民の命と健康に対する責任を投げ捨て、公的医療で命を守ることを投げ捨てることは怒りましょうよ。そしてみんなと一緒に。」 後期高齢はこのような内容になっております。

そして、そこで市長さんにお尋ねします。収入もない保険料を払わなくてはいけない。受ける医療は制限をされる。いずれ死ぬんだから医療費はかけなくてもよい。そういった高齢者いじめのこの制度は高齢者の虐待に等しいものです。この現実をどうお考えでしょうか。

次に、教育問題。障害のある児童・生徒の問題について教育長さんにお尋ねをいたします。

6月の県議会で我が党の日本共産党の久米慶典議員が美祢地域での障害児学級の新設について質問しています。美祢地域に総合支援学校がないために美祢地域の方は宇部の養護学校に行っておられます。秋芳の方は山口の方に行っておられる方もあります。送迎バスは7時半に来ます。冬は大変だろうと思います。宇部の養護学校には往復約2時間がかかりますが、自宅から送迎バスの待ち合わせの場所、エポックの駐車場に朝と夕方、お子さんを送迎されておられます。送迎に要する時間は1日に、エポックの駐車場まで来る時間も入れれば1日に4時間を費やす家庭もあるということです。こうなるとほかの子供さんの面倒がおろそかになったり家事も思うようにできません。放課後のクラブ活動や地域の行事にもなかなか参加ができないということです。また、送迎のバスに乗るときは体の不自由なお子さんは抱っこして座席まで連れて乗せられていました。重度の障害児童を持たれる保護者の方は自分で 障害のひどい方は自分で宇部まで送迎した方がいいと、自分で車を使って送っておられる方もあると聞きました。宇部までの時間は本当に遠くて大変 距離は本当に遠くて大変です。ガソリン代の高騰による家計への影響、交通量の多い時間帯の運転は神経を使います。また、保護者の体調、天候、家庭の都合

等で遠距離の通学は大きな負担がかかってきます。こうした理由で美祢地域に障害児学校の新設をしてほしいという願いは本当に切実です。そして、総合支援学校ができることは地域の障害児教育の中核を担い、地域の障害児のノーマライゼーションを促進する役割を持つものと思います。

教育長さん、障害を持ったお子さんの親の気持ちを御理解いただいて、ぜひともこの美祢地域に、美祢市に総合支援学校の設立に御尽力をいただきますようお願いして教育長さんのお考えをお尋ねいたします。

それと、2といたしまして、現在美祢市内に小学校、中学校と併せて、市内の特殊学校に通学しています児童・生徒の学校生活の介助支援についてお尋ねをいたします。

あるクラスの児童は、昨年までは授業がある日全部介助支援さんがついておられました。ことしになってその介助支援に使われる日数が減らされたということです。介助支援のない日は不安で子供さんを学校に登校させることができなくて学校を休ませたこともあると聞きました。子供さんを学校に行かせたいという親の気持ち、学校としても、親の気持ちを学校としてもくみ上げられ、学校現場では教職員さんが全校体制で応援に入られるなど対応されていきました。学校現場は少なくなった予算の中で、昨年と同じように介助支援をしながら勉強をさせたいと本当に苦心をしておられます。20年度の予算は7時間で150日という1,050時間になっています。授業日数は2学期は75日、3学期は48日です。これでは1年間の授業日数には足りません。1,050時間では足りません。このことは少なからずほかの児童や教職員への影響も考えられます。障害のある児童・生徒さんも健常者と同じように安心して事故のない楽しい学校生活を送って勉強をしていただきたいのです。もう2学期が始まっています。教育長さん、障害を持ったお子さんや保護者の方、教育現場の先生、職員さんの御苦労も考慮され温かい御答弁をお願いいたします。壇上での質問を終わります。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の国民健康保険についてであります。資格証明書、短期証は発行し

ないこと、についてであります。

資格証明書及び短期被保険者証は、ともに国民健康保険税の滞納者に対しまして納付の促進を図るために創設された制度でございます。そのうち短期被保険者証につきましては、国民健康保険法施行規則第7条の2に基づきまして、美祢市国民健康保険短期被保険者証交付要綱を制定をいたし、被保険者証交付において、前年度保険税額の2分の1以上が滞納となっている人に対しまして、先ほど三好議員質問のときおっしゃいましたけど、期間がちょっと違います。更新期日を原則3カ月、状況に応じて6カ月を限度とし交付するものであり、資格証明書については国民健康保険法第9条に基づきまして、美祢市国民健康保険資格証明書交付要綱を制定をいたし、納税相談に全く応じず誠意がない方に対しまして国民健康保険の対象者であるということだけを証明するものとして交付するものであります。

本市の国民健康保険税の滞納状況は8月15日現在、約1億8,000万円先ほどこれは言われましたけれども、滞納者は664人ですが、このうち被保険者の滞納者347人を基準に照らし、資格証明書を18人に、短期被保険者証を144人に交付をしているところでございます。多くの国保の納税者が納期限内に納付をされている状況の中で、資格証明書、短期証は発行しないことということは、多くの納税者との公平性の観点からは困難であるということですね。この国保税をもって国保のお医者さんにかかれた給付が行われておりますので困難であるということ、また、これらが発行することは滞納しておられる方に対しまして納付の促進を図る、法で認められました改善の手法であるというふうに考えますので、現要綱基準に従いまして、納付の促進に努めたいというふうに考えております。そういうのが短期証、3カ月と6カ月と申しましたけれども、期限を定めておりますとその都度証の更新に来られます。そのときに納付のいろいろ御相談をさせていただくという機会にもなりますので、そういうふうなことになっておるということで、これは国の指導によることです。

それから、国民健康保険税の納付の相談につきましては、窓口等において常時実施しております。納期限内に納付が困難な方については分納を認めまして、いろいろな御事情がある方もいらっしゃいます。先ほどおっしゃいましたようにですね。いろいろ相談に応じて対応をしておるということで、血も涙もないということはしておりません。

また、災害等の特別な事情により保険税の納付が困難な方につきましては、美祢市税減免基準に関する規則というのがあるんですが、これに基づきまして対応しておりますが、その適用につきましては資産、それから生活状況等の実態調査を行うことになっております。負担能力ですね、税の負担能力を考慮して決定をするということにされておりますので、実際に適応したケースはほとんどないという状況でございます。

また、本年4月より一定の基準に該当する方については、国民健康保険税が年金から特別徴収されることとなります。これは制度としてですね。これについては普通徴収、ですから毎月払っておられたですね。普通徴収の納期が7月から2月までの8期でありますけれども、特別徴収の方については年間を通じて年6回の年金からの天引きとされることになりました。特別徴収についてはいろいろと先ほどおっしゃいましたように批判もあるところですが、一方では保険税を年間を通じて納めることとなりまして、より払いやすいという制度ではないかという側面も持っておりますと思います。

次に、国保税が高過ぎるのではないかと、ということについてでございますね。

平成20年度の国保税につきましては、御承知のとおり一市二町の合併に伴いまして、この合併協議により税率を決定をした経緯がございます。合併協議におきまして、平成20年度は後期高齢者医療制度の創設及び退職者医療制度の改正等大きな医療制度改革があることを考慮いたしまして、国保税額を決定する必要があったということでございます。

平成19年度の旧美祢市の税率を平準化したもので試算をすると約9,000万円の赤字が生じましたけれども、赤字分については国民健康保険基金 先ほどおっしゃいました基金ですね。取り崩して対応するものとし、税率を決定をしたものでございます。

国保税が高いのではとの御指摘でございますけれども、県下13市の一般被保険者1人当たりですね。国保に入っておられる一般被保険者の1人当たりの年間保険料と比較をいたしますと医療分では安い方から2番目となっております。これに対しまして1人当たりの医療費は高い方から2番目ということを考えましたら、決してこの美祢市の国保税は高いものではないというふうに考えております。

それから、2点目の子育て支援についてあります。

まず、保育園児の受け入れ体制年齢を下げるべきではないかについてでございます。

現在、市内保育園の受け入れ体制年齢は、僻地保育園を除く認可保育園において、美祢地区が全保育園で、また秋芳地区が秋吉保育園において0歳児からとなっておりますけれども、美東地区は大田保育園の1歳児からとなっておりますのでございます。このことにつきましてはさきの合併協議におきまして、合併後速やかに調整するとの調整方針になっております。それで、すべての認可保育園において受け入れ体制を均一化し、必要な保育士、それから設備等が確保でき次第、すべての保育園において、先ほど三好議員がおっしゃいましたように、同一の保育を実施してまいりたいというふうに考えております。

それから、次にチャイルドシート購入の際に助成すべきではないかということについてでございます。

幼児の安全性の確保を図るため道路交通法の改正が行われまして、平成12年4月1日からチャイルドシートの着用が義務づけられてます。これはもう御承知のとおりです。

本市の対応といたしましては、道路交通法改正に伴いましてチャイルドシート貸付事業実施要綱を制定をいたし、美祢市社会福祉協議会を委託先としております。美祢市から美祢市社会福祉協議会に委託をしております。無償貸付事業を実施しておりますのでございます。

先ほど借りるよりも買った方がいいというふうにおっしゃいましたけれども、できる限りのことをしておるといことですね。

今後におきましても、チャイルドシートにつきましては無償貸付をすることで利用者の要望、お若い方 先ほどおっしゃいましたね、親御さんの話をされましたけれども、こういうふうな要望にこたえてまいりたいというふうに考えています。

3点目のデマンドタクシーの活用についてあります。

昨今の自家用乗用車の普及等によりまして、日常生活における自家用乗用車への依存度はとても高まっています。また、長期的に公共交通の利用者は逆に減少傾向にあります。

さらに、今後は少子高齢化、それから人口減による利用者の減少等により費用の負担が増大をしますバス路線の維持を含めまして、手をこまねいては高齢者や

それから通学者などの交通弱者の移動手段の確保がますます困難になる恐れがあります。これは我々新生美祢においては御高齢の方が多いのですから、非常にその面はつよいと思います。

このような状況を踏まえまして、私の公約の一つとして、新市基本計画の都市基盤が充実した自然と共生したまちづくりに掲げました公共交通の充実を図るために、早急に地域公共交通総合連携計画を策定をし、新市における公共交通サービスを再編するというにしております。

これは先ほど三好議員おっしゃいましたが6月議会でもお答えをしたことと思います。

これによりまして、先般この計画を策定するために市長 ですから私ですね。それと交通事業者 バス会社とかタクシー会社のことですね。それから道路管理者 県ですね。それから市議会議員、それから公募して応募していただいた委員の方で組織いたします。美祢市地域公共交通総合協議会を設置をいたしまして1回目の会議を開催をいたしました。従いまして、今三好議員が御指摘のデマンドタクシーの活用もこの計画策定において検証をするということになります。ですから、総合的なことでやるということですね。

このデマンド方式によります公共交通機関の運行は、過疎地を抱えます地方自治体などで先ほどおっしゃったように大変注目をされております。デマンド型乗り合いタクシーなどとして導入をされることが多いということで、これを導入しました先進地ですね この辺も調べてみましたがけれども 事例では事前の予約が必要であるために、急を要する場合の利用はできない等の課題も多いということも聞いております。この計画には高齢者などの交通弱者にも十分に配慮いたしまして、きめ細やかな市民の御意見、それから御要望もお伺いをいたし、計画に盛り込んでいくということにいたしておりますけれども、本当に市民の方にとりまして有意義なものにするためには調査のための十分な時間も必要になるかというふうに思っています。つきましては、早急に計画策定に着手する所存でございますので、この計画への御理解と御支援をお願いするものであります。

それから、4点目。先ほど紙芝居で御説明になりました後期高齢者医療制度の廃止を国に要望すべきではないかということについてであります。

後期高齢者医療制度につきましては、日本社会の急速な少子高齢化に伴います高

高齢者の医療費増大を踏まえまして、今後も国民皆保険 世界に誇ります国民皆保険ですね。 を堅持し、持続可能な医療保険制度を構築するとともに、高齢者の心身の測定等に応じた適切な医療を行うために、また高齢者世代と現役世代との負担の明確化、それから公平な保険料負担の確保のために国において本年4月から導入された制度でございます。

しかしながら、制度当時からマスコミ等におきまして大きく取り上げられまして、さまざまな批判が現在も続いているという状況。これはもう皆様御承知のとおりだと思います。議員もそのことで御質問されたんだろうと思います。

このため政府与党におきましては6月12日に見直し方針がまとめられまして、平成20年度においては7割軽減世帯ですね、7割軽減をする世帯の軽減割合を8.5割軽減とすること。ですから軽減割合をふやしたということですね。それから、保険料算定に用います基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方につきましては、所得割を5割軽減するという。それから、年金から保険料を特別徴収されている方で、これまでの国民健康保険税に滞納のない方等が口座振替による納付を行う場合普通徴収に変更できるということになったところでございます。

制度の廃止を国に要望すべきではないか、制度を廃止すべきではないかとの御質問でございますけれども、この制度は高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、都道府県ごとに設立をいたしました後期高齢者医療広域連合が保険者でございます。ですから、これは単独で美祢市がやっておるものじゃあございません。県単位で各市・町が参加をしてつくっておる、広域連合によって組織されたものです。

ですから、市といたしましては、保険料の徴収及び窓口事務等行っているもので、今後も法に従いまして粛々と事務を行っていく立場ということでございますので、どうか御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、質問の5点目につきましては教育長より答弁をいたさせます。

副議長（河村 淳君） 福田教育長。

〔教育長 福田徳郎君 登壇〕

教育長（福田徳郎君） 三好議員の総合支援学校の新設と学校内での障害児童・生徒の支援体制の充実についての御質問にお答えいたします。

山口県では山口県特別支援教育ビジョン実行計画に基づき、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を通して、生

きる力を高め、地域における医療、福祉、労働等の関係機関との連携の中で、自立・社会参加を支える心触れ合う特別支援教育を推進しております。

また、本年4月からこのビジョン実行計画に基づき、盲・ろう・養護学校から総合支援学校への移行や、地域の中核となる総合支援学校7校に特別支援教育センターの設置、地域の核となる小・中学校の通級指導教室にハブセンターの設置、下関南・山口南総合支援学校に視覚・聴覚障害教育センターの設置等々本格的な実施がなされたところであります。美祢市教育委員会といたしましても、山口県特別支援教育ビジョン実行計画に基づき障害のある児童・生徒が自立・社会参加できるよう、県教育委員会と一体となって学校、家庭、地域等が連携した取り組みを積極的に推進しなければならないと考えているところであります。

まず、障害児童・生徒のための総合支援学校の新設を県に要望するべきだについてであります。

現在、県内の特別支援学校へ通学しております児童・生徒数は、宇部総合支援学校 これは以前の宇部養護学校でございますが の小学部に4名、中学部は0でございます。で、高等部に7名、その他の総合支援学校等の小学部に6名、中学部に5名、高等部に5名であり、合計27名の在籍となっております。市内に県立の特別支援学校を設置することは専門性や質の高い教育を児童・生徒に実現できること、また、地理的にも県北西部に特別支援学校が存在しないことから、美祢市及び近隣の市からのニーズもあると思われ大変有意義なことであると考えております。

次に、障害児童・生徒の介助支援についてであります。

学校教育法の改正により、平成19年4月から小中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする障害のある児童・生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられました。これによりまして、小中学校において発達障害を含むさまざまな障害のある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員の計画的配置が可能となり、平成19年度から地方財政措置がされております。

旧美祢市におきましては、特別支援教育支援員 介助員でございますが、これを1日7時間、年150日間を基本として配置してまいりました。旧美東町では1日6時間30分、年175日間の配置となっております。4月当初、学校と教

育委員会との協議によりまして、1学期間は旧美祢市の配置時間数で実施し、実態を把握した上で検討をすることとしておりました。その後1学期が終了し、児童の授業状況や介助員の活動状況等を検討した結果、何らかの支援の必要性を感じておるところでございます。今後は校長及び保護者の要望をよくお聞きいたしまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 三好議員さん、ちょっとお話ししておきますが、市会議員の申し合わせ 市議会の申し合わせ事項で一般質問、回答含めておおむね、答弁も含めておおむね1時間とするというのがありますので、1時間で切るわけにはいかんでしょうけれど、そうなるとこの次の質問ぐらいでこらえていただきたい。お願いします。

6番（三好睦子君） はい。

副議長（河村 淳君） 三好議員。

6番（三好睦子君） 先ほどの国保税の納税の促進のために滞納は仕方がないと言われましたが、これは納税促進の方法には別にあると思いますし、子供たちから保険証を取り上げるっていうことは、本当に子育て支援に反するものであるし、憲法 滞納を理由に差別するっていうことは憲法14条の法の下での平等に違反するものです。必要な医療を安心して受け続けることができなければならないという療養権を侵害するものです。そして、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという憲法25条に違反するものです。こういう点もよく考慮していただいて、せめて子供のいらっしゃる世帯には国保証はきちんと交付をしていただきたいと思って質問をこれで終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

副議長（河村 淳君） 質問ですか、意見ですか。

6番（三好睦子君） あっ、質問です。（笑声）憲法、この。

副議長（河村 淳君） はい。はい。

6番（三好睦子君） 14条と25条を守っていただきたいと、よろしく願いいたします。

副議長（河村 淳君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 三好議員の優しいお心はよくわかりました。（笑声）憲法に定められた基本的人権 生存権、私もよくわかっております。また、我々のこの

地域にとっては宝物というべきお子さんのこともよくわかっております。で、なおかつその国保そのものは根幹から崩壊させるようなことをすると、国保に入っておられる方に非常に迷惑かけるということも一方ではあるわけです。

ですから、そういう面を勘案をいたしまして、今三好議員がおっしゃったことも勘案をして、血の通った国保行政をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

副議長（河村 淳君） はい。どうもありがとうございました。

6番（三好睦子君） まだまだ意見がありますが、時間が来ましたのでこれで終わります。ありがとうございました。

.....
副議長（河村 淳君） この際、暫時、3時45分まで休憩をいたします。

午後3時27分休憩

.....
午後3時45分再開

副議長（河村 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。有道典広議員。

〔有道典広君 登壇〕

3番（有道典広君） 純政会の有道です。一般質問順序表に従い、本日の最後の質問となりますがよろしくお願い申し上げます。

まず第1番目として、障害者への助成とそれに関する公共施設の利用についてでございます。この質問については、先ほど三好議員や萬代議員ともダブるところがありますので短めに申し上げたいと思います。

先ほど障害者もしくは障害児の方が市外の施設に直接通学する、もしくは通所するかという条件の中で、市内の指定箇所集合して指定のスクールバスによる通学をされていると聞いております。

通常、市内の一般の生徒及び児童に関しましては、学校への通学には通学費の助成等があると聞いております。加えて高齢者には、一部ですがボランティア活動による通院などの援助が行われております。

しかしながら、障害者を抱える家庭の多くは、通学・通所に関しては家族の大きな努力と労力を持って行っているのが現状でございます。障害者を持つ家族や本人

の肉体的な負担と精神的な負担を考えれば頭の下がる思いでございます。

このような現状を踏まえて、美祢市の障害者の通学あるいは通所に関する現状と補助、あるいは助成のような制度があるのかどうかを教えていただきたいと思えます。

さらに、市外施設に通所あるいは通学される市民が何名おられるのかは先ほど三好議員の回答の中でありましたので、削除して援助の制度を教えていただきたいと思えます。

二つ目に、障害者が利用する授産施設の利用等の負担についてでございますが、この質問をする前に、先日の新聞による記事の中に大変いいことが載っております。その一部を紹介させていただきます。若い授産施設事業者の言葉ですが、「施設の利用料が少し上がりましたが、私どもは障害者の皆さんに働くことの喜びを与えるため、賃金を最低賃金以上支払うことを目標に各種の請負作業を探しております。だから施設の利用料の負担を当然のこととして受けとめております。」と書いてありました。

障害者の自立支援施設等の運営状況と障害者の授産施設の利用料の負担等の程度がどうなっているのか、加えて各授産施設での作業内容及び賃金形態等の現状と市としての自立支援に対する指導はどのように行われているのか伺いたしたいと思います。

三つ目に、障害者用トイレ等の設置についてでございますが、市内各所に多くの公共施設がありますが、設置の等の現状はどうなっているか、また障害者が利用したいがトイレ等の設置がなされていないため利用できないとの声があります。特に、温水プールや各所の浴場施設については、リハビリや健康維持のために、高齢者も含めてこれを利用したいとの多くの要望を聞いております。一般の人が利用したい施設は障害者にとっても利用したい施設であるのは間違いありません。早急に進めたいと思います。市におかれましては、財政難の折非常に厳しいものがございますが、今回の質問により一朝一夕に解決できるとは思っておりませんが、市の現状に対する認識がどこまでなされておられるか説明をいただきたく思います。とともに、今後の対策としていくばくかの御検討をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

続きまして、第2番目の質問として、市立保育園の民間委託及び幼稚園との合併問題と私立の園児減少による経営難についての質問をさせていただきます。

あらかじめお断り申し上げますが、市立と私立が同音なので「私立」を「民間」と読みかえて質問させていただきます。

さて、先だって豊田前地区におかれましては、民間の紫光児童遊園を廃止して、市立豊田前保育所に統合し、さらに、豊田前保育所は指定管理者制度による民間幼稚園と市立保育園の合併をし、さらに指定管理者を導入してその運営を民間委託しております。この取り組みにより、現在施設の機能が十分に生かされた運営が行われておると聞いております。

ところで、私は市の経費の負担の観点からも非常によい企画ではないかと感じておる次第でございます。美祢市においては園児がごく少数となり、豊田前地区と同様な状況にある地区も考えられますことから、市立の保育園や民間保育園・幼稚園を含め、再編、統合及び民間委託を早急に進めるべきではと考えています。

しかしながら、むやみやたらと再編、統合の推進を申し上げているわけではございません。逆に新設が必要と思われることもあるかもしれません。地域の事情を十分に検討することが必要と考えております。

そこで、市は、市立保育園の再編、統合及び民間委託についてどのように取り組まれるお考えなのかお尋ねしたいと思います。

また、少子高齢化の波をもろに受けている現状では、美祢市におきましては、若者定住のためにも幼児保育、子育て支援は最重要政策の一つではなかろうかと思われます。その柱となります保育園、幼稚園におきましては、特に広大な行政区域となった今、各地域の通園距離やその他の特性を考慮し、維持していくのも大事なことでなかろうかと思えます。

しかし、民間の幼稚園及び保育園におきましては、園児の減少による経営上の問題から運営に支障を来しているのが実情でございます。市内の於福地区には唯一の幼稚園が休園され、保育園もない状態です。こうした厳しい状況にあって、この対策として、現在市では民間の幼稚園及び保育園に対して助成措置を講じておられますが、これも年々削減されているのが実態ではないでしょうか。他の市では第2子からの保育料の無料化を行い、保護者の負担軽減策が若者の定住を促進する施策として評価されているところでございます。そのためにも市内の民間幼稚園及び保育園に対する助成措置の維持、充実と通園第2子からの保育料の無料化の導入を検討していただき、美祢市の幼児教育や子育て支援の将来の見通しと今後の対策をお聞

かせ願いたいと思います。

次に、3番目の児童通学路の安全立ち寄り所の設置についてであります。

一般通告書において立ち寄り所と書いておりましたが駆け込み所が本当の呼称だと言われましたので以後「駆け込み所」とさせていただきます。

現在、美祢市においては、児童の通学路には多くの「こども110番」の旗が見受けられます。児童を守り育てていこうとしているこの活動には、各地域の学校関係者と保護者や一部の市民の協力によって行われており、非常に効果を上げているのではないかと考えられます。

今回の質問においては、この活動をさらに盛り上げることを目的として意見及びお願いを申し上げる次第です。

現在、110番の旗が立っていますが、緊急時駆け込んでも不在の家もあると思います。そのようなことを防ぐためにもできるだけ多くの協力をお願いされていると思います。しかしながら、現状でもそのような駆け込み所がたくさんあるようには見えません。

さらにつけ加えますが、旗だけでは子供にわかりにくいのではないかと思います。学校での指導も十分に行われていると思いますが、テレビ等で見かけましたが、他の自治体では各駆け込み所に子供にも親しめるわかりやすい大きな案内板やシール等を提供し非常な効果を上げ、子供にも喜ばれているそうです。しかも沿線住民への犯罪の抑制にも一役買っているとのこと。その例が美祢市でもうまく運用できるかどうかわかりませんが、ぜひとも検討していただくように要望しますのでよろしくお願いします。

次に、第4番目の市立小学校や市立施設の合併についてでございます。

そのうちの市立小学校についてですが、現在、美祢市においては22の小学校があります。そのうちの10校が生徒数30人未満の学校です。その中でさらに10人未満の学校が2校あります。私は、小規模学校には小規模のよさがあり、大規模学校には大規模なりのよさがあると思っております。小規模小学校から中学校に進級された児童の一部にさまざまな問題が生じている現状を耳にし、本日ここに質問しようと思いましたが、先ほど萬代議員による質問が一部重複しますので、そのときの市の回答に対して少し質問したいと思います。

先ほど、年間幾度かの学校間の交流、その他を通じて問題を図ろうとしていると

のことでございましたが、やはり短期的もしくは一過性の授業では無理ではないか
と思います。学校等の統合を通じて多くの児童と運動や遊びを通じて団体生活に対
応する知恵がまた力がついてくるのではないのでしょうか。統合においては地域性や
通学距離等のさまざまな問題が浮かび上がってきますが、過去に市内の伊佐町にお
いては堀越、上野及び河原小学校と旧伊佐小学校を統合し、今の伊佐小学校が誕生
した例もあります。通学距離等の問題に関しましても、堀越地区から現在の伊佐小
学校までは相当の距離があります。そういった地域性にも関しましても多少の不便
さはあると思いますが、特別な問題もなく学校運営がなされていると思います。統
合により児童に関する問題がすべて解消されるとは思いませんが検討されてはいか
がでしょうか。

二つ目に、公共施設の合併については、給食センターの統合と秋吉台科学博物館
と化石館及び民俗歴史資料館についてお尋ねします。

まず、市内の学校給食センターが数多くありますが、これを集約し効果的な運営
を図ってはいかがでしょうか。県内においても、人口10万人以上の市でさえ1カ
所しか設置してないところがございます。緊縮財政の中、これだけの数の給食セン
ターが必要なのか疑問とするところがございます。現在の設置状況と将来計画等が
あれば聞かせていただきたいと思います。

もう一つは、秋吉台科学博物館と化石館及び民俗歴史資料館についての問題であ
ります。

世界的にも有数な貴重な資料を保有しているこれらの各施設が有効に利用されて
いるのかどうか少々疑問があります。単純に合併統合がいいのかわかりませんが、
現状では一部の施設の駐車場不足や展示品の分散等を考えますと、利用者でなくと
も不便なものがあります。各施設が保有している資料等をうまく生かして利用す
ることは美祢市の将来を考えますと魅力ある観光資源として、また学術施設として
の大きな財産になるのではないかと思います。そして、日本全国から多くの人々が見
学したいと思うような施設に再編されてはいかがでしょうか。市のお考えをお尋ね
します。

さて、最後の質問となりますが、廃止となる大嶺高校の施設及び跡地の利用につ
いて質問させていただきます。

山口県立大嶺高校は旧美祢市において初めての高校として、昭和27年3月

31日に設立され、来年の3月31日に57年の歴史を閉じることとなっております。その間約6,800名の卒業生を生み、美祢市のみならず各地での活躍を聞きますとその教育効果は多大なものであったのではないかと思います。

しかしながら、生徒の減少や山口県等の諸般の事情により、仕方がないとはいえ廃止されることになりましたのはまことに残念です。

しかしながら、残された施設及び跡地においては有効な利用方法があるのではと考えます。あくまで山口県の所有なので美祢市としては要望等の対応しかできないこととは思いますが、個人的な考えではございますが、でき得るならば県の施設として特別支援学校や乳幼児を対象とした療育施設などを誘致してはどうかと考えております。市にもさまざまな事情があると思いますが、現在の状況説明と今後に残されている課題及び企画または計画等がございましたら御報告していただくようお願いしまして、壇上にての質問を終わらせていただきます。答弁のほどをよろしく申し上げます。

〔有道典広君 発言席に着く〕

副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 有道議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、障害者の助成と公共施設の利用についてでございます。

1点目の市外の施設への通学や通所に対する企業の援助でありますけれども、御承知のとおり、市内の小中学校に通学をする場合、美祢市立小中学校児童・生徒に対する通学費補助支給条例に基づきまして、通学困難児、遠距離通学及び教育委員会が定めた区域において、保護者負担の軽減を図ることを目的として通学費を補助しておるところでございます。

しかしながら、障害等により市内の小中学校に通学が困難なため、市外の特別支援教育学校や施設へ通学、通所をされておられる場合、スクールバスで送迎を行っている宇部総合支援学校や通所施設等で送迎を実施している一部の施設を除きまして、保護者が自家用車等で送迎を行われているのが現状でございます。特別支援教育学校では通学をされている26人中16人が施設へ通所されている。52人中9人が保護者の送迎がなければ通学等が困難な状況にあるということでございます。

現在のところ市外の総合支援学校等への通学及び通所にかかわります保護者への

補助はありませんけれども、送迎に係る利用者負担の軽減を図ることを目的といたしまして、通所施設等が実施する送迎サービスに対し、通所施設等に助成する美祢市通所サービス利用促進事業を実施しておるところでございます。これは各施設、事業所の行います送迎サービス利用者をもとに、各関係市町で補助金額を按分する方法で実施をすることとなっております。制度の活用について事業所等へのさらなる周知が必要であるというふうに考えておるところでございます。

また、障害者自立支援法に基づきます美祢市児童支援事業として、重度の視覚障害者、それから全身性障害者、重度の知的障害者、重度の精神障害者が通学する場合におきまして、平成20年8月から、普段送迎を行っておられます保護者等が病気等により一時的送迎ができなくなった場合、市が委託をします指定障害福祉サービス事業者が保護者に成りかわりまして、月2回を限度として学校等へ送迎ができるようになったところでございます。

また、障害の程度によっては特別児童扶養手当等の支給、それから福祉医療制度、福祉タクシー券の発行、JR等運賃の割引制度がございまして、今後もこのような制度の活用とともに、地域生活支援事業等を活用をいたしながら、保護者の負担が少しでも軽減できるよう検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、2点目の授産施設の利用料の負担についてでございます。

現在、美祢市におきましては、障害者自立支援法の規定に基づく地域活動支援センターといたしまして、さつき園、それからあじさい及び美祢地区ひので作業所の3施設があります。それで、全体で37人が施設を利用されまして、ゴム製品や紙製品の加工等軽作業を行っておられるところでございます。

これらの地域活動支援センターでの作業による収入が利用者工賃として支払われておりまして、平成19年度における1人当たりの月額平均報酬は、さつき園で1万8,660円、あじさいで6,689円、それから、美祢地区ひので作業所で8,382円となっております。

また、障害者自立支援法に基づきますサービスには、一般企業等への就労を希望される人に、一定期間必要な訓練を行います就労移行支援及び一般企業等での就労が困難な人に対し、働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います就労継続支援があります。

市内におきましては、就労移行支援サービス事業所が1施設、それから就労継続支援サービス事業所が3施設ありまして、就労継続支援サービス事業所の一つでもありますワークショップぴのきおでは、自動車部品の加工等を行っておりまして、1人当たり月額約2万4,000円の工賃を支払い、利用者は市民税非課税世帯で、本人の収入が80万円以下の場合は月額1,500円の利用料を負担をすることになります。

地域活動支援センターにおいても、利用料を利用者に求めることも制度上可能ではありますけれども、目的が生産活動の機会の提供及び社会との交流等に重点を置いておるといってございまして、就労継続支援のための施設とは目的が異なるということで、現在、先ほど申し上げました3施設とも利用者利用料は徴収しておりません。今後も地域活動支援センターとしての役割を重視をいたし、利用料は徴収をしないとしております。

それから、3点目の障害者用トイレ等の設置についてでございます。高齢者、障害者等の日常生活や社会生活を制限することのない、だれでも利用しやすい生活環境を整え、高齢者、障害者等を含むすべての人がみずからの意思で自由に行動をし、平等に参加をすることができる社会を構築をしていくということ。福祉のまちづくりを推進するために平成9年3月に山口県福祉のまちづくり条例が制定をされまして、その中で環境整備に対します基本的な考え方が示されております。本市もこの理念に基づきまして施設整備を進めてまいったところでございます。

現在、美祢市の公共施設におきます一般的な障害者用トイレの設置状況につきましては、全部で199施設中86施設で、率にしますと43.23%になるものを設置をしておるとございまして、多くの市民が集う施設につきましては、施設の老朽化、それからスペースの問題等を考慮をいたしながら、高齢者や障害者等が自由に外出をでき、地域での自立をした生活及び社会参加ができますよう、さらに施設整備を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、五つ目の御質問について、先にお答えをいたしたいと思っております。

大嶺高校の廃止後の施設及び跡地等の利用についてであります。これにつきましては、平成18年9月に旧美祢市議会で一般質問をされた経緯がございまして、質問の内容は、県立養護学校等の誘致ができないかというものでありました。その後2年ばかり経過をしておりますのでまたことしもございました、改めて県教育委員

会へ伺いましたところ、県といたしましては跡地の利用計画は現在のところ検討されておられないということでございます。また廃止後は普通財産としまして県教育委員会の所管から県の管財課への所管と移行されまして、民間への競争入札処分をされることになるということのようでございます。利用に関して、市からの要望があれば譲渡もあり得るが、県としては市の意向をもって跡地利用を決められるというスタンスではないという回答でございました。

県内で廃止となる県立高校は我々この、私の母校でもあります大嶺高校、そのほかにも周防大島高校、それから柳井商工、それから徳山商工、萩商工があります。これらの市・町の対応も参考にしながら、いろいろ意見交換をしながら、本市としての最善の方向を見いだしていきたい。また議会サイドとも協議をしたいというふうに考えております。

次に、2点目の市立保育園の民間委託及び幼稚園との合併問題と、先ほど私立になりますから民営というふうにおっしゃいましたが、私立の園児の減少による経営難についてであります。

市立保育園、美祢市立保育園の民間委託についてであります。現在、市内には、市内市立保育園が10園 十あるということです。内訳は、認可保育園が七つ、それから僻地保育園が三つとなっております。

このうち僻地保育園であります豊田前保育園は、先ほど議員のお話の中にも、御質問の中にもありました。今年度から指定管理者制度の導入で地元団体の紫光会に運営を委託をしたところでございます。

お尋ねの民間委託についてでございますけれども、平成16年から公立保育園の運営に関する国の補助が一般財源化をされたということで、現在は全額市費での運営となっております。従いまして、財政負担が大きくなっておるということになっております。このことを含めまして、指定管理者制度導入も選択肢に含めた民間委託は今後必要になってくるというふうに思っておりますけれども、保護者の御意向を見きわめた上でやはり慎重に対応しなければならないというふうに考えておるところでございます。

また、幼稚園との合併についてでございますけれども、現在のところ保育園は児童の保護者等が仕事などで保育できない場合に受け入れることができる施設であることに對しまして、幼稚園にはこの条件がございません。原則3歳児以上であれば入

園が可能な施設ということとなっております。従いまして、このため単純に保育園と幼稚園を合併するということは極めて困難であるというふうに考えられるところでございます。

なお、近年の急速な少子化の進行、それから教育、保育のニーズの多様化に伴いまして新たな選択肢として、平成18年から、10月ですが、就学前の子供に関する教育、保育等を総合的に提供する施設として認定こども園制度が施行されているところでございます。

しかしながら、認定こども園の要件に該当させるためには、増築などの多大な費用を要することが想定されておるということでございまして、今後の状況を踏まえながら検討を行っていかねばならないというふうに考えておるところでございます。

また、私立の園児減少による経費難についてでございますけれども、私立保育園は4園ございまして、8月1日現在におきます定数に対する園児の充足率を申し上げますと、低い保育園で78%、高い保育園で103%、全体では94%となっております。ほぼ横ばいで推移をいたしておるところでございます。

私立保育園に対しましては、入所園児数等に応じた国の基準において委託料を支払っております。平成19年度の総額で約2億2,000万円を支出しておるところでございます。

さらに、別途市単独でも保育士にかかります人件費などの補助を行っております。これにかかります金額については総額で660万円を支出しておるところでございます。

幼稚園に関しましては教育委員会が所管をしておりますので、後ほど教育長より答弁をいたさせます。また、御質問の3点目、4点目についても同様でございますので、引き続き教育長より答弁をいたさせます。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 福田教育長。

〔教育長 福田徳郎君 登壇〕

教育長（福田徳郎君） 有道議員の教育問題についての御質問にお答えいたします。

まず、市立幼稚園についてであります。幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与

えて、その心身の発達を助長することを目的とする教育機関であります。

美祢市におきましては、私立幼稚園 私立幼稚園でございますが、私立幼稚園が3園あります。そのうち1園は現在休園中であります。休園中を除く2園の園児数は定員370人に対し204人の幼児が在園し、定員を満たしていない状況であります。

私立幼稚園の所管庁は山口県であります。美祢市は幼稚園教育の重要性にかんがみ、私立幼稚園に対しまして補助金を交付しているところであります。

具体的には、美祢市幼児教育振興費補助金交付要綱に基づき幼稚園の常勤教諭の給与、施設設備の改善充実に対し補助を行うものであります。

いずれにいたしましても、幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園への補助は続けてまいりたいと考えております。

3点目の児童通学路の安全立ち寄り所の設置についての御質問にお答えいたします。

子供たちが安全で安心な生活ができることは市民すべての願いであり、地域発展の基盤となるものです。しかしながら、近年、学校や通学路における事件、事故が大きな問題となっている状況を踏まえ、児童・生徒が安心して教育を受けられるよう家庭や地域の関係機関、団体と連携しながら学校の安全管理に関する取り組みを一層充実することが必要であります。

このため教育委員会といたしましては、児童・生徒の安全確保は最重要課題の一つであるという認識のもとに安全・安心な学校づくりを目指して万全の対策を立て、児童・生徒の事故の未然防止に努めているところであります。

現在、各学校におきましては、地域との連携を図り、地域のボランティアを活用するなど、地域社会全体で学校全体に取り組む体制を整備し、安全・安心な学校を確立するための各種取り組みを行っておるところであります。

お尋ねの安全立ち寄り所の設置についてであります。児童・生徒の安全立ち寄り所といたしましては、「こども110番の家」として市内292カ所、292カ所の事業所や個人宅にお願いしているところであります。「こども110番の家」は、児童・生徒の緊急の避難場所として児童・生徒の登下校路の主要箇所に設置しており、その家には児童・生徒のための目印として、縦150センチ、横50センチの黄色の布に黒字、黒い字で「こども110番の家」と書いたのぼり旗を備えさせて

いただいております。

また、学校と「こども110番の家」との連携が重要でありますことから、4月当初、学校が作成しております安全マップを活用して、「こども110番の家」の位置を児童・生徒に意識づけを行った後に、一部の小学校では集団下校の際に引率教員が「こども110番の家」を児童と確認しながら下校したり、児童と「こども110番の家」の方との顔合わせを行ったりしております。

このようなことから、すべての児童が「こども110番の家」を認識し、安心して登下校を行っております。

しかしながら、いつどこで何が起こるとも限りませんので、児童・生徒には不審者等に遭遇した場合は近くの家に大きな声で助けを求めよう指導してるところであります。

今後とも学校、地域、保護者が連携を図り、地域の子供は地域で見守るという認識のもとに、子供たちの安全確保に努めなければならないと考えております。

4点目の市立小学校や市立施設の合併についての御質問にお答えいたします。

現在、美祢市においては小学校が22校、中学校が8校ありますが、近年の児童・生徒数の減少に伴い複式学級を有する小学校は14校となっております。小学校の適正規模は、学校教育法施行規則第41条により、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と定められております。

美祢市の小学校では適正な規模と言われる学校は大嶺小学校1校という状況でございます。

美祢市教育委員会といたしましてはすべての学校の充実、活性化に努めておるところであります。特に小規模校で学ぶ子供たちのために、本市独自に実施しております小学校交流学習事業及び小中学校連携事業がございます。

このことは先ほどもお話がございましたように、萬代議員の御質問で御説明申し上げましたが、再度御説明を申し上げたいと思っております。

小学校交流学習事業は中学校入学前にお互いを知り、人間関係をうまく構築する力を育成しようとするものであり、より多くの友と学び合い生きる力を涵養するものであります。

小中学校連携事業につきましては、学習面や生徒指導面について、児童が小学校

から中学校へ入学した際に、滑らかな接続を図ることができるようにと実施しているものです。小中連携により児童・生徒の情報交換及び教職員間の共通理解が図られ、小中学校が連携して適切な対応ができるようにと考えております。

お尋ねの市立小学校の統合についてであります。地域の特性、児童の通学の利便性、校舎の老朽化、さらに地域の御意見を十分に掌握し、多方面にわたり協議、検討を重ね、慎重な対応が必要であると考えております。

次に、調理場の統合についてであります。

美祢市内には共同調理場が8カ所、単独調理場が4カ所で合わせて12カ所の調理場があります。旧市・町別に申し上げますと、旧美祢市には共同調理場が5カ所、旧美東町には共同調理場が1カ所、単独調理場が4カ所、旧秋芳町には共同調理場2カ所です。

お尋ねの調理場の統合についてであります。単独調理場、共同調理場それぞれ長所がありますことから、児童・生徒数の動向や地域の実情を考慮し検討していきたいと考えております。

次に、社会教育施設の統合についてであります。それぞれの施設はその設置された経緯や条件などが異なり特色を持っております。現在のところ施設の統合については考えておりませんが、効率的な運営や有効な活用ができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 有道議員。

3番（有道典広君） 再質問になりますが、時間も余りありませんので簡単に。

先ほど障害者の移動支援に関する問題でございますが、市長の答弁にもございましたように、一般の通学生には通学費の補助があると。そういうのもありますけど、ここに私が今持っております美祢市の移動支援事業の運用マニュアルというものがございまして、これにまことによくできておりますけど、基本的には障害児が保護者のもとで通学ないしあるいは通所をされておるわけでございます。これに関してはサービス内容のそこも見られたらわかると思いますけど、「介護者のいない場合は」とか「通学においては保護者等が病気によりということで一時的な送迎ができなくなった場合」とか、そういう状況で利用が非常に限定されております。しかも月に2回となっております。美祢市も財政の折大変でしょうけど、現状では保護

者が犠牲となって多大な労力を使いながら、通勤等を兼ねて子供の通学を一緒にしてるといことで、肉体的、精神的にもいろんな苦勞が多いと言われております。その辺について、できれば美祢市独自でも少しは支援ができる制度をつくっていただきたいということをお願いしておるわけでございます。

それと授産施設につきましては、授産施設っていうのは障害者自立支援法にも書いてありますけど、基本的には自立訓練、機能訓練、生活訓練、いろんなことで自立支援法には体系で出ております。その上で、現在NPOとかいろんな方がやられて立派に運営されてるとは思いますが、その中で自立をされた方とかそういうことが何名いるかということ、自立できるようなまた指導をなされているかということをお尋ねしたいと思います。

もう時間がないので次々言いますが、先ほどの障害者のトイレの設置に関しましては、特にプールにおける、プールを利用したいと。これはどうしてもトイレが早急にいるんだと、脱衣所も兼ねて、先日山田課長にもちょっとお聞きしたところ、最近が多目トイレという方法があると聞いております。できればプールに関しては早急な設置をお願いしたいと思います。よろしく。その質問で。それで回答をよろしくちょっと、答弁のほどをよろしく申し上げます。

副議長（河村 淳君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、有道議員おっしゃったように障害者の負担に対して、ともにこの地区で暮らしていくという思いで、やはり行政もできる限りのサービスをしていく必要があると思います。ただし、皆さんからちょうだいをいたしました税金をもってこのサービスを提供されますので全部というわけにはまいりませんけれども、できる範囲で根本的なそういうふうな心を持ってやっていきたいと思っています。

今、最後に言われましたプールの多目的トイレ、もしくは障害者用のトイレですね。これはまた早急に調査をさせまして、早いうちに実現ができるものならやっていきたいというふうに考えます。

その前のいろんな授産施設でそういうふうな形の方がおられたと、何人ぐらいおられたとか、それによってその後どうなったかと、そういうふうな具体的な話でございましたから、今ちょっと名前が出ましたけれども山田高齡障害課長の方からその辺は答弁をいたさせます。

副議長（河村 淳君） 山田高齢障害課長。

市民福祉部高齢障害課長（山田悦子君） それでは、有道議員の質問にお答えをいたします。

最初の移動支援サービスの件でございますが、一時的な通学時の送迎につきましては、現在月2回を限度に、病気の際とか緊急の場合に対応できるように8月から受け皿づくりをやっています。要綱があるんですが、要綱において対象が、通年かつ長期にわたる外出については支援できない要綱になっておりますので、市の事業ということで、今後財政面もありますから要綱の改正等も視野に入れながら検討をしていきたいと思っております。

それから、2点目の授産施設の関係ですが、美祢市には地域活動支援センターということで創作的活動、生産活動の機会の提供等支援を行う事業所として3カ所あり、さつき園では16人の方が作業をしておられます。ゴム製品の加工、それから花壇の整備の方を行われております。

それから、あじさいというところで、ここでは11人の方が作業を行われております。家電コードの加工、それからゴム製品の加工等行われています。

それから、さつき園が職員6人ですね。定員が20名です。入所者がさつき園は16人ですね。で、あじさいが11人、それからひので作業所では10人の方。ひので作業所では紙製品等の加工を行われています。

その方が自立されたかどうかでありますけれど、ほとんどの方がそこへ入所され作業を行われていて、なかなか自立には至っていないというのが現状であります。

それから、プールに関してはスペース等もありますし市長も言われましたので。以上です。

副議長（河村 淳君） 有道議員。

3番（有道典広君） 回答ありがとうございました。授産施設に関しましてはできるだけ自立のできるように、まだただの安い賃金を利用するということではなく、できるだけ自立を促すような指導をお願いしたいと思っております。

もう時間もありませんので、先ほどの合併の問題で小学校の、保育園 先ほど充足率が大変多いと、私立の場合でございました 私立ですかね。しかしながら、市の保育園に関しては、例えば嘉万保育園なんかは45名のうち21と、別府保育園は45名の定員に関して11名と。ほいで一番少ないのは綾木の保育園の45名

のうち7名とか、果たして美祢市のですね、於福でも幼稚園も保育園もないような地区があるのに、やはりひとつ、各地区から非難が出るとは思いますが、少しずつ美祢市の財政の折もあるし、先生の確保ということからみれば検討せざるを得ないのではなかろうかと思っております。

あと私立の幼稚園に関しては伊佐の方に幼稚園かと思いますが、美東町からも人を集めておると。市内の私立幼稚園の方は、大変あちこちから集めてようよう人間を充足しとるという状況です。この辺も含めて、私の話ではちょっと年々の補助が減って、少しずつ減ってきておると聞いておりますけど、その辺もぜひとも、私立なりともこういう施設は必要ではないかと思しますので合併も含めて、また民間委託も含めてぜひとも検討していただきたいと思っております。

それと、大嶺高校の方、跡地に関しましては、私どもが申し上げたのは一つの例として、今山口県障害児の教育を進める会というのがございまして、ここにいろいろ署名の運動をされております。この中に何が書いてあるかと申し上げますと、要請事項に、そのまず第1番目に、美祢地域に新しい特別支援学校を建設してくださいと書いてあります。特に高等部の単独の特別支援学校を建設してください。小中学校に通級指導を教育等大幅にふやしてくださいとかその他いろんなことが書いてあります。詳しく書いてはおりませんが、基本としてはどこに住んでいても通える特別支援学校、学級の新設をとということで、特に美祢、長門地域を初めということで直接美祢の名前が出ておるような状況です。

こういうことも踏まえまして、私は大嶺高の跡地がぜひとも療育施設なり、特別いろんな支援学校があると思っておりますけど、美祢市にぜひとも誘致していただきたいという願いを持って先ほどから質問しておる次第です。

ちなみに大嶺高校は、当初は美祢市立で始まる予定だったのが、県の意向を持って県立となったと聞いておりますけど、土地はそもそも美祢市の土地ではなかったかとこれは私の聞き違いかどうかわかりませんが、そういうこともございまして、ひとつこの最後のお願いですが、その辺の答弁を簡単に市長にさせていただいて質問を終わりたいと思います。ちょっと最後の質問ですがよろしく申し上げます。

副議長（河村 淳君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 先ほど壇上でお話ししたこと以上のことなかなか申し上げにくいんですが、やはり県の施設、土地でございまして、我々がこうしたいという

ことで向こうの管財課の方へですね、お話しはすることはできると思いますけれども、譲渡という形での形なら恐らく話に乗ってくれると思います。市がお金を出して、丸ごと市が買ってくれるんならということなんですね。で、そうやなくて市の方からお願いをして、県のお金でこういうものをつくってほしい。私はできたらそうしたいみたいなど。これから県の方にもいろいろお願いをすることがあろうかと思ひますんで、その中にそのこともまたお話をさしていただきたいということで、私の答弁とさせていただきます。

副議長（河村 淳君） 有道議員。

3番（有道典広君） ありがとうございます。時間も随分たちましたので。

ちなみに先ほどのこの文書は、山口県の教育委員会に出す文書です。はい。いろんな県内の方がこの運動をなされています。あて先は教育長の藤井俊彦様と書いてありますので、あとは市長におかれましても、美祢市で人に優しいまちづくりということで今後も御検討願います。ありがとうございます。

副議長（河村 淳君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問は全部終了いたします。

残余の一般質問につきましては、明日行いたいと思います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後4時45分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年9月4日

美祿市議会議長 秋山哲朗

美祿市議会副議長 河村淳

会議録署名議員 山本昌二

” 布施文子